# 子ども教育常任委員会要点記録

日 時: 令和3年9月7日(火)

午前10時01分~午後3時51分

場 所: 議場

三 階 道 雄 委員長 副委員長 岸田めぐみ 出席委員 (6人) 安 斉 きみ子 委員 委 員 斎藤 せいや 委 員 大 野 まさき 委員 遠 藤 ちひろ

出席説明員 施設保全課長 澤 井 貴 之

くらしと文化部長 須 田 雄次郎 文化施策担当課長 宮 崎 武 子ども青少年部長 本 多 剛 史 子育て支援課長 植 田 威 史

児童青少年課長 石 山 正 弘

教育部長 鈴 木 恭 智 教育部参事 細 谷 俊太郎

教育指導課長事務取扱

関戸公民館長 北 方 静 史

# 案 件

		審査結果
1	3 郵送陳情第 7 号 関戸公民館特別天井改修工事が長期間に及ぶ事についての陳情	不採択すべきもの
2	3 陳情第11号 多摩市和田の厚生荘病院の閉院計画を中止して、病後児保育事業 を継続するよう一般財団法人愛生会(以後愛生会と記す)と東京 都に働きかけることを求める陳情	不採択すべきもの
3	3 陳情第 5 号 要配慮児の入所に関する陳情	採択すべきもの
4	3陳情第6号 新型コロナウイルス感染症対策手当に関する陳情	不採択すべきもの
5	3 陳情第 7 号 保育士等の処遇改善に関する陳情	審査未了
6	3 陳情第8号 常勤保育士配置に関する規制緩和を行わないことを求める陳情	採択すべきもの
7	3陳情第9号 年度初めからの定員分の補助を求める陳情	審査未了
8	第74号議案 多摩市みんなの文化芸術条例の制定について	原案可決すべきもの
9	第75号議案 多摩市立複合文化施設条例の一部を改正する条例の一部を改正す る条例の制定について	原案可決すべきもの
10	第77号議案 多摩市学校職員の服務宣誓に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	原案可決すべきもの
11	所管事務調査 GIGAスクール構想について	了承
12	特定事件継続調査の申し出について	了承

# 協 議 会

	件名	担当課名
1	旧北貝取小学校跡地整備事業の進捗状況と今後の予定について	文化・生涯学習推進課 教育振興課
2	パルテノン多摩大規模改修事業等の進捗について	文化施策担当
3	多摩市屋外スポーツ施設管理更新計画策定の進捗状況について (報告)	スポーツ振興課
4	温水プール・総合福祉センターの指定管理者候補者の選定状況に ついて	スポーツ振興課
5	東京オリンピック・パラリンピック推進事業の進捗状況について	オリンピック・パラリンピック推進室
6	令和3年度第2回多摩市子ども・子育て会議の概要について ①令和3年度エリア別認可施設入所保留者・待機児童数・空き状 況について	子育て・若者政策担当 子育て支援課

	②令和4年4月に向けた待機児童数に含めない項目の追加について ③令和3年度4月1次認可保育所等の入園状況について ④ (仮称) 多摩市子ども・若者総合支援条例 (素案) について	
7	(仮称) 多摩市子ども・若者総合支援条例の進捗について	子育で・若者政策担当
8	新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について (教育委員会所 管社会教育施設)	教育振興課
9	多摩市中央公園改修整備・運営事業のスケジュール等について	公園緑地課 教育振興課
10	多摩市立多摩ふるさと資料館の施設・展示コンセプトについて	教育振興課
11	ICTと健康に関するアンケート調査の集計結果について(令和 3年7月実施)	教育指導課
12	令和2年度多摩市立教育センター活動報告書について	教育センター

令和3年第3回定例会の常任委員会では、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止策として、協議会 案件については、資料配付をもって説明に代えることとしました。

#### 午後 2時01分 開会

三階委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより 子ども教育常任委員会を開会する。

> 本日の委員会は、議会運営委員会の決定に基づき、新型コロナウイルスの 感染拡大防止の観点から、会議時間の短縮を図るため、協議会については資 料の配付のみとする。本日配付された協議会の資料は、行政資料室に所蔵し ている。

> それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案 件の順序に沿って進めさせていただく。

> 日程第1、3郵送陳情第7号 関戸公民館特別天井改修工事が長期間に 及ぶことについての陳情を議題とする。

> 本件については、陳情者から発言の申出がある。多摩市議会基本条例第 6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

> > (「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 ご異議なしと認める。よって、発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により、発言は5分以内となっている。なお、1分前になったら、その旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いする。

また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って 発言をしてほしい。

それでは、氏名を言ってから発言をお願いする。

陳情者(土井義士氏) 名前は、土井義士と申す。公民館の延長が、工事の期間が8か月ということが、かなり長期にわたると考える。それで、3つの場所を長期間閉めざるを得ない理由が、まるっきり説明されていない。代替施設の用意もないということだったんで、そこに疑問を感じる。

それで、最近になって、8階のホールを代替施設として貸せないと、使用 させないということに関して、甚だしく疑問を感じるわけである。

それで、個人攻撃をするつもりはないが、公民館の館長とのこれまでのやり取りを通じて、多々法的に問題がある点があった、かつて、これまで。それで、その背景を今回の工期の話と閉館の話、それと説明がないというこ

と。それと、これまでのトラブルを考えると、どうもではなくて、確実に警察の圧力がかかって、館長はとにかく警察の言われるままに行動して、行動 というか運営をしている。

その1例が、公民館の男子トイレ、それと、みんなのトイレに監視カメラが入っている。とにかく警察は、多摩市に権力を行使して、ほかの施設にも圧力を多々かけている。プールのシャワー室や男子トイレ、それとロッカールームにも圧力をかけている。警察の圧力は一般人にもかかって、私の写真を不法に見せて圧力をかけている。それから、物すごく多方面に、大多数に渡っている。これはもう私の写真を見せるということは、完全な法に反するので、それをとにかく市職員たちにそういう写真を見せて、警察が圧力をかけて、言えば弾圧をしている。

#### 三階委員長 以上で市民発言を終わる。

本件の陳情内容について、現在の市の状況や考え方など、市側からの説明 等があればお願いする。

北方関戸公民館長 よろしくお願いする。関戸公民館については、平成11年に開館して、 令和元年度に20年目の大規模改修工事を実施するということで計画を進 めておったものである。

しかしながら、令和元年度は、契約の不調、そして翌年に当たる令和2年度、コロナウイルス感染症の影響で、感染症予防を考慮して改修工事を見送って、令和3年度、実施に向けて計画を見直したものである。

今回の陳情にある市民ロビーの天井については、建築基準法による特定 天井に当たり、脱落によって重大な危険を生じるおそれがあるものとされ ている。関戸公民館は、災害のときの帰宅困難者のいっとき滞在施設であっ て、ふだんの市民の皆さんの利用についても安心してご利用いただけるた めに、早い時期に対策をする必要があると認識している。

よって、令和3年の12月から令和4年の7月にかけて、市民ロビーの天 井改修工事を実施するものとしている。

なお、工事中については、市民ロビーのフリースペースの代替スペースということで、同じ階にあるギャラリー、あと諸室の利用についても検討しているところである。

私のほうは以上である。

三階委員長これをもって説明を終わる。これより質疑に入る。

(「休憩を求める」と呼ぶ者あり)

三階委員長 暫時休憩する。

午前10時11分 休憩

午前10時18分 再開

三階委員長 それでは再開する。これより質疑に入る。質疑はないか。

安斉委員 それでは、何点か質問する。陳情理由によれば、陳情者の方は、この工事が今無理して行う必要がないと受け止めていらっしゃる。この8か月に及ぶ工事は一体どのような工事で、また、工事を実施しなければならない法的根拠があるのかをまず伺いたいと思う。

澤井施設保全課長 まず、特定天井とは何かというところからご説明したいと思う。

脱落によって人に重大な危害を生ずるおそれがある天井のことで、人が日常立ち入る場所に設置されているつり天井、天井の高さが6メートルを超えるもの、面積が200平米を超えるもの、単位面積当たりの質量が1平方メートル当たり2キログラム以上、これを全て満たすものが特定天井と言われている。関戸公民館の市民ロビーの天井については、高さが8.5メートル、最も高いところでは10.6メートルある。面積は約260平米、重さが1平方メートル当たり20キログラム以上、総重量にすると5から6トンぐらいある天井になっている。建築基準法においては、増改築する際は、特定天井を対策しなければならないと言われている。今回の関戸公民館の工事は、増築などをしないため、この対策しなければならないというこれには該当しない。

一方で、国土交通省から平成28年に文書で技術的助言というものがあった。それを参考までに読み上げると、熊本地震における天井被害の状況を鑑み、地震における天井の損傷や脱落による被害を防止するためには、増改築等を行う予定のない建築物においても、増改築等の機会を待たずして特定天井の改修を行うことが望まれるところである。特に庁舎、学校、医療施設、公民館、駅など、地震後の様々な応急対策活動の拠点や避難所となり得

る施設や、固定した客席を有する劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、 集会場等の施設については対策の促進を図る必要があるとされている。これに基づき、今回、関戸公民館で特定天井の対策を行うものである。

あと、必要な工期だが、ロビーの天井の工事の流れについて、答えながら 説明していただきたいと思う。

市民ロビーの天井工事は、予定だが、12月上旬から翌年の6月末までの 7か月を見込んでいる。今現在、契約事務手続中で、まだ受注者が決まって いないが、現時点で想定される工程を申し上げると、12月に現場に着手し て、12月は仮設工事を行う見込みになっている。工事エリアと一般の方の 利用するエリアに間仕切り壁を設置したり、ロビーでは全面に足場を組立 てていく。1月では、既存の天井の全ての解体撤去を見込んでいる。一般の 利用者が隣接するところにいる中での工事のため、騒音振動に配慮しなが ら進めていく。2月から4月にかけては、鉄骨工事を見込んでいる。設計段 階では、既存の竣工図や天井を撤去しない状態での可能な限りの現場確認 によって、必要となる鉄骨資材の設計をしている。天井内への人が移動して 詳細状況を確認することは、落下の危険がありできないことから、設計段階 ではこのような方法となる。実際に施工段階では、既存の天井を、設備を含 めて全て撤去し、天井内の状況を明らかにした上で、必要となる鉄骨資材の 使用について、改めて現在の状況を正確に確認計測し、間違いなく工場に発 注することを行っていく。発注した鉄骨資材は、工場で製作後、一本一本搬 入して組み込んでいく。5月から6月末までについては、天井の仕上材、照 明器具、火災感知器、スプリンクラー設備、空調ダクトなどを設置して、足 元などの仮設物の撤去、クリーニングを実施して工事を終了することを見 込んでいる。これらの合計で7か月となる。

安斉委員

2つ、3.11の東日本大震災、そして熊本地震もその発端になったのだろうが、増改築の際でなくても、きちんと補強というか、そうしたことはすべきだと受け止めた。必要な工事であるだろうと思っている。

工期についても、非常に大変詳しくお話ししていただいた。非常に大がかりな工事かと思う。

ところで、その工事期間中なのだが、市民ロビーの代替りに8階のヴィー

タホールを使う提案が陳情者からあるわけなのだが、もしここを使うとしたらどういう状況になるのか、支障はないのか、利用者の面からも、それから実際物の配置の面からもどうなのか。ヴィータホールの利用状況、そして市民ロビーをどのようにテーブルや椅子を配置が可能なのか、伺いたいと思う。

北方関戸公民館長 まず、ヴィータホールの利用状況である。毎年、ここのところはコロナということで影響が出ていて、減ってはいるが、平均でいうと、ヴィータホールについては、通常64%前後の利用率ということになっている。そして、年間の利用者数としては3万8,000人前後といったところが年間の利用によるものである。

この工事期間、もう既に市民団体の利用とかも入っている。それとあと、 実際にホールを、そういった代替えのスペースとして利用するというよう なことになった場合、ホール、今、午前、午後、夜間と区分を分けてお貸し しているわけだが、そちらのところで、例えば午後に市民団体さんの利用が 入っている。そしてあと、午前と夜間は空いているというような状況であっ たとしても、そのスペースとして貸し出す場合に、机を配置したりだとか椅 子を配置したりだとか、その配置する、またそれを撤去する、そういった作 業が出てくる。そういったところをもって、少し現実的には困難であるのか と考えている。

先ほどちらっとお話しさせていただいたが、市民ロビーと同じ階にあるギャラリーにそういったスペースを設けるということで今計画をしている。今現在、市民ロビーのフリースペースには、19のテーブル、椅子を用意している。そういう利用状況を見ていると、結構1人で利用されている方が多いような状況になっている。したがって、ギャラリーのほうで長机などを設置することによって、ある程度の席数は確保できるものと考えている。

あと、諸室の利用状況も確認しながら、時間帯によっては、もう既に机等が設置してある部屋について、フリースペースとして開放していこうというようなことも検討をしているところである。

以上である。

安斉委員 陳情者の方は、学生の皆さんのいわゆる学習に支障が出るのではないか

と心配されている。今先ほどお話しになられたギャラリーや、また、ほかの 部屋で少しフリースペース的に使えるようなところをお考えになっていら っしゃるようなのだが、それに対応が、この学生さんの学習、これに対応が できるのかどうか、その点を確認して終わる。

北方関戸公民館長 今ご質問のあった、学生さんに対応できるかというようなことである が、それについては、ギャラリー等に設置することによって十分対応が可能 かと考えている。

三階委員長 ほかに質疑ないか。

岸田委員 安斉さんとの質疑の中で、もっと短期間に済むということは難しいし、 さらにやはり工事は進めていかなければ危険だということはよくわかった。 さらに、ギャラリー等に居場所を設けることということもわかったが、以前 よりは場所は狭くなってしまうということで、近隣にも公共施設のほう、ここには図書館と陳情者のほうには書かれていると思うが、関・一つむぎ館な どもあると思うが、そこら辺のほうに近いということで利用できると思うが、そこら辺のほうはどうだろうか。

鈴木教育部長 お答えする。今、委員からあったように、近隣の施設、関・一つむぎ館そうであるし、お住まいの地域によっては、その他、既存地域の中にコミセンも複数あるので、そういったところもご利用いただけるのかと。ただ、運営協議会の運営でもあるので、特定のロビーの代替として一定の広さを空けてほしいというようなお願いをするのは、若干行き過ぎなのかと思う。

ただ、市民利用としては、多くの施設、そういったところをぜひ有効に使っていただければということでご案内はしていきたいと思う。

三階委員長 ほかに質疑ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

安斉委員本陳情について、不採択の立場から意見・討論する。

質疑の中で、関戸公民館特別天井工事については、熊本地震などによって、国の通知で工事の実施が望ましいということを伺った。また、既に本工事については予算化もされておって、一度工事の入札が不調に終わり契約

に至らなかったこと、1年遅れたがその後はコロナ感染拡大の中で資材が そろわないなどで、今回再度契約までこぎ着け、8か月ほどの工事が予定さ れているというものである。陳情者の、今工事は無理して行うものではない との主張には当たらないと思う。

また、工事期間中の市民ロビーの代替施設としてヴィータホールの開放を求めているが、コロナ禍とはいえ、ホール使用の市民要望もある中、また、使用のたびごとにテーブルや椅子を片づけたり出したり出したりしてのホールの代替活用は難しいかと考えている。

一方、工事期間中、7階のギャラリー室の活用が可能であるということ。 また、当日、もしかしたらこの利用が少ないお部屋なども利用できるという ことも考えるということでは、学生が学習する場の確保については可能か と思う。

よって、本陳情については不採択とする。

三階委員長 ほかに意見・討論ないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 これをもって討論を終了する。

これより、3郵送陳情第7号 関戸公民館特別天井改修工事が長期間に 及ぶことについての陳情を挙手により採決する。

本陳情は採択すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者举手)

三階委員長 挙手なしである。よって本件は不採択すべきものと決した。

それでは、次の日程第2、3陳情第11号 多摩市和田の厚生荘病院の閉院計画を中止して、病後児保育事業を継続するよう一般財団法人愛生会(以後愛生会と記す)と東京都に働きかけることを求める陳情を議題とする。

なお、3 陳情第11号については、署名の追加があったので、事務局より 報告をさせる。

事務局 3 陳情第11号について、これまでの署名は878名だった。本日まで に追加の提出が1,323名あった。合計して2,201名である。

以上である。

三階委員長本件については、陳情者から発言の申し出がある。多摩市議会基本条例

第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 ご異議なしと認める。よって、発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により、発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨お知らせするので、時間内での発言をお願いする。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言をしてほしい。それでは、氏名をおっしゃってからご発言をお願いする。

陳情者(菅波和江氏) 菅波和枝と申す。私は、厚生荘病院の働く人たちと医療を守る会の 世話人をしている。意見表明の機会を与えていただき、誠にありがとう。早 速意見表明を行わせていただく。

多摩市和田にある厚生荘病院は、昭和14年に結核療養所として設立され、その後、高齢者医療へと移行し、現在まで多摩市を中心とした地域の大切な医療機関として、労使が協力しながら貢献してきた。また、平成14年からは、働く親たちにとって切実な病後児保育にも携わり、子育て世代の強い味方になってきた。

ところが、令和3年7月26日、一般財団法人愛生会は、突然、厚生荘病院を令和3年12月31日で閉院すると表明した。7月28日に示された閉院についての職員説明資料によると、閉院の理由として、建物の老朽化のため、病院の改修、耐震工事の費用が必要であり、病院経営を続けたままで工事をするのは現実的でないため閉院するなどとしている。しかし、病院経営を続けながら改修等の工事がなぜできないのか、詳しい説明は全くない。また、説明資料では、病後児保育事業も12月には停止するとしている。多摩市内に2か所しかない病後児保育の停止は、特に和田地域や近隣の子育て世代には大きな痛手である。

厚生荘病院で病後児保育を利用した和田在住のお母さんから、私たちに 次のようなメッセージが届いているので、紹介する。

厚生荘病院病後児保育室「あい」の存続をしてほしい。我が家は夫婦共働きをしながら3人の子どもを育てている。熱は下がったが、もう1日ゆっくり過ごさせてあげたい。しかし、明日はどうしても仕事が休めない。保育園

以外に頼れるところがないといったときに、病後児保育室「あい」に何度も 助けられた。急な熱で困ったときも、21時まで受け付けてくれたので助か った。守衛さんから先生方に電話連絡を入れてくれて、遅い時間にもかかわ らず快く予約を受け付けてくれた。体調の悪い子どもを預かるのは、機嫌も 悪く、本当に大変だと思うが、職員の方は優しく、心配ながらも安心してお 願いすることができた。子どもの体調に合わせ、食事、睡眠などの配慮をし ながら過ごさせてもらった。また、食事を提供してくださるのも本当に助か った。8か月でお世話になった息子の離乳食も提供していただいた。「あい」 にお世話になった子どもたちは、「あい」のことを病院保育園と呼び、先生 も優しくておもちゃもたくさんあるから大丈夫だよと嫌がることなく行っ てくれたので、本当にありがたかった。連絡表には、熱や食事量だけでなく、 遊んでいる様子も細かく記入していただき、丁寧に見てくださっていると 感謝している。子どもには病気やけがはつきものである。働きながら子育て をする私たちにとって、病後児保育室の存在は大きな支えになっている。こ の多摩市で働きながら安心して子育てをしていけるよう、病後児保育室「あ い」はなくさないでほしい。よろしくお願いする。

多摩市和田在住、ソガアサコ。以上がメッセージである。

今回の愛生会による厚生荘病院閉院計画は、入院患者、家族、医療従事者に多大な犠牲が伴い、決して容認できるものではない。愛生会は、閉院計画をやめて病後児保育事業も継続しながら、改築の工事の計画を考えるべきではないだろうか。多摩市議会及び各会派におかれては、本陳情の趣旨をご理解いただき、採択されることを希望し、意見表明とする。

ご清聴ありがとう。

三階委員長 以上で市民発言を終わりたいと思う。

本件の陳情内容について、現在の市の状況や考え方など、市側から報告等あればお願いを申し上げる。

本多子ども青少年部長 よろしくお願いする。病児病後児保育事業業務委託を締結している一般財団法人愛生会厚生荘病院より、本年8月6日に、12月31日をもって委託契約の解除の申し出があった。

委託契約解消の理由としては、病院の閉院に伴うものであって、当該法人

の病後児保育事業については、病院運営の財政、また収益基盤があって初めて成立するものであるとの説明を受けたところである。なお、病院閉院の理由としては、陳述内容にあるとおりである。

また、委託事業者からの説明を受けて、本市としても、事業継続の道はないのかということで話し合いを持ったところであるが、法人の財政状況は逼迫している状況で、そのような財政状況下において、財政状況を抜本的に解決するためには病院を閉院することが不可欠というようなご説明を受けたところである。したがって、病後児保育のみ単独で運営継続は選択肢として持ってないという説明を受けた。

また、病院経営については、市が関与するということは非常に難しく、財政状況が逼迫状況にある中では病後児保育を継続していくことが困難だというところがうかがえたところである。

また、病院経営の限界時点と法人の考えた時点が12月31日という判断をしたものであって、その間までは委託契約を継続してもらうことが確認できている。市としては、これ以上の事業継続の要請は無理という判断をしているところである。

そのため、委託事業者には継続要請をしたものの、病院の経営面での難し さ、それと財政状況を抜本的に解決するための判断ということもあって、法 人側の考えは変わらないものと捉えて、これ以上の要請は難しいものと考 えているところである。

また、この事業については、保護者の方が仕事を休めないときなど、お子さんを一時的に預かり、また子育てと仕事の両立を支える重要な子育て支援事業と認識しているところである。したがって、必要性の高い事業と考えているところから、今後、当該事業に代わる新たな事業者を選定し、事業の提供を継続していく考えである。

以上である。

斎藤委員

三階委員長 これより質疑に入る。質疑はないか。

今の説明の中では、経営側も継続が困難だということがわかったが、まず、病児病後時保育事業の必要性というのは理解するところだが、そもそも 多摩市内で病児病後児保育の利用定員数というのは、ほかの自治体と比べ て数が少ないのか多いのかというのを、わかれば教えてほしい。

植田子育で支援課長 まず、多摩市における施設数ということで、病児病後児含めて2施設、施設がある。その中で、2つ合わせて定員が18名いるということになる。多摩市の就学前児童の数というのがおよそ5,800人ということになるので、それを割合で示すと0.31%というような数字になっている。これが、近隣市でどうなのかというようなところなのだが、例えば八王子市で言うと、就学前児童約2万1,000人に対して、施設は4施設あるが、定員は19人。日野市で言うと、8,784人に対して、施設数3つの定員が12人。稲城市で言うと、就学前児童の数が約5,000人に対して、施設数2つの定員が6人ということで、それぞれの割合が、八王子市が0.09%、日野市が0.14%、稲城市が0.12%ということで、他市と比較してカバーできている割合ということでは低くはないとは認識している。

斎藤委員 では、仮に病後児施設の「あい」さんが運営をやめたとしても、ほかの自 治体と比べて確保している定員の数は多いということになると思うが、先 ほど、市では急いで新たな施設を探すとも言っていたが、それほど急ぐ必要 もなく、少し時間をかけてしっかりと事業者を選んでほしいと思うので、こ れは意見として言わせていただきたいと思う。

以上である。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

大野委員 今の質疑にもあった、この場所で病後児保育がなくなってもあと1施設 あるということではある。ただ、もしかしたら周辺の方にとってみたら、多 摩センターまではという方もいらっしゃるかもしれないので、後継のほう も今探していらっしゃるということなのだが、現状の手応えみたいなもの はいかがなのだろうか。

植田子育て支援課長 先ほど本多部長のほうからもお話し申し上げたとおり、この話を受けたのがごく最近ということでもあった。その中で、関係機関を当たって、今、検討を進めているというところなので、まだ、申しわけないが、具体的に何かどこかの場所でいい感触が得られたとか、そういったところではまだそういったところの状況が進んでないというところである。

大野委員 あと、先ほどのご説明では、就学前児童全体のうち、定員の割合みたいな

ものが示されたわけだが、実際の利用の状況というか、例えば、もう人数が これではいっぱいになってしまうんだみたいな状況というのはあるのだろ うか。

植田子育で支援課長 特に定員というのは設けているが、その中で、1日当たりの定員ということになっているが、その中で受け入れているところである。これは7月の利用日数ということで申し上げると、もう一方のほうの病児病後児保育の施設ということでは、7月には、利用の状況で申すと、申込み自体は117あったというなところもあるので、そういったところでは受け入れということで十分に体制が整っているというか、そういったところで私どもは理解している。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

安斉委員 それでは、幾つか質問する。2020年度の決算資料、これによれば、病児病後児保育事業の事業カルテがあるわけだが、病後児保育が平成16年度からの記載になっている。16年度は、市内だけではなくて、市外の保育所、保育室、認証保育所の入所児童に拡大をしたと。平成17年には市内在住の未就学児、平成18年度には学童クラブの子どもたちの活用まで広がっている。また、幼児教育保育無償化の影響によって、令和元年10月から、これまでの委託費として支出していた減免対象者の利用料加算分を、病児病後児保育負担軽減事業補助金として補助金化したと。このように、非常に年を追うごとに充実してきていると思う。

こういう経緯が示されているが、それでは、厚生荘病院の病児病後児保育 の始まりはいつからなのか伺いたいと思う。

植田子育て支援課長 病後児保育事業として厚生荘病院内保育室「あい」で開所したのは、 平成14年度からということになっている。

安斉委員 この「あい」病後児保育室は、19年間、この事業を担ってきたということになる。先ほどお話ししたように、年代を重ねるごとにこの事業が充実してきているわけである。そのことを確認しておきたいと思う。

この事業は、国や都、市の財源が充てられているわけだが、厚生荘病院の 病後児保育の始まりから、最初から国や都、市の補助金が充てられたのか途 中からなのか、また、利用者負担はどうなっているのか、参考までに伺いた V10

植田子育て支援課長 こちらは、平成26年度まで、東京都の補助と市となっているというところがあって、平成27年度からは、国、都、市に子ども・子育て支援 交付金、こちらを活用して事業のほうを実施している。

利用者の負担ということでは、基本として2,000円を1回利用する場合にはいただいているということところで、ただ、非課税世帯や生活保護の世帯については減免制度があるということである。

安斉委員 平成17年度から国や都の補助金もついて、利用者も1回2,000円という、非常に大変安心して子育てができる制度なわけである。

こういう、19年間もこの子育て世代の重要な支援をする「あい」病後児保育室だったわけだが、愛生会の都合で一方的に12月末まででとめるという話が出てきたわけである。先ほど市の方も、市側の説明も、8月6日にそういうお話があって、あまり期間がないから、まだ代替になる、代わりになる場所を探すような余裕も、今のところはないのかと受け止めたわけなのだが、そもそも公的に委託したそういう事業を、この一方的な通告だけでやめさせて、市は何とも考えないのか。それから、タイトなスケジュールということで、先ほどの代替の病後児保育も用意をすることができないということでは、実際は和田地域には先ほどのお母さんのように困る方も出るわけである。まだ下のお子さんが保育園児だから、この方、たしかそうだったと聞いている。そういうことについて、どのように考えていらっしゃるのか質問したいと思う。

本多子ども青少年部長 公的な資金が入っている事業ということで、その一方的な解除というお話であるが、先ほど説明したように、当該事業者とは委託契約を結んでいるというようなことであって、契約に基づく中では、いわゆる解除権みたいなものがあるということである。急にということではあるが、ご発言あったが、12月31日までというような、少し先の業務終了というような日程が示されている。ただ、経営のことがあってそういった事業ができないというご判断をされたというような、非常に重い判断をされたと私どもは考えている。

また、お話の中でも、相手との調整の中でも、事業継続をしてほしいとい

うような要望をしているが、やはりどうしても継続が難しいというような ことでは、今の状況としては、この先継続が難しいというような判断を私ど もして、次の手として新しい事業者を探すという今準備に入っているとこ ろである。

新しい事業者としても、それなりに準備期間もあるし、実施する場所によってはいろいろな施設の手を加えなければいけないということもあるので、なかなか1月1日からというのは難しい状況にあるというようなことでは認識をしているところである。

安斉委員

先ほど部長の答弁に、大変重い判断をしてこの事業をやめられたとあったが、私は全くそのように受け止めていない。さきに行われた健康福祉常任委員会で、ここの経営状況のことについても触れられている。今すぐにでもこの病後児保育をやめる必要はない状況ではないかと思う。ただ、職員説明会では、この病後児保育だが、病後児保育事業の停止、利用見込みなどの有無などにより、協議により停止に前倒しの可能性があると、このようにも書かれている。今の先ほどの部長のお話の中で、12月31日までは委託契約を結ぶと、それ以上は無理だということになった。こういう、利用する保護者に対して大変失礼なやり方だと私は思っている。

それで、少し聞くが、先ほど定員が充足していると斎藤せいや委員にお答えになった。しかし、皆さんご存じかもしれないが、うちの会派の大くま議員は、こことは別の病後児保育をよく利用しているが、今年度になって、受けたくても受けられなかったという、そういう実情が出ている。なので、私はこれは十分に定足に達していると、定員を満たされていて急ぐ必要はないということは、全然これは違うと思っている。そのことは少し申し上げておく。

それで、確かにこのコロナ禍で利用者が減少したことは事実である。令和 2年度は登録者31人、利用者17人である。この17人は、全てけがとかによる、病気以外の、けがも病気といえばそうかもしれないが、けがによる利用された方である。けがで利用したある方のお話、保育園で聞いた。けがというのは、子ども自身は元気で食欲もあるんだが、通常保育は無理である。しかも、結局長く利用しなければ、けがは治らない。それで大変助かっ

たということで、これは実は親だけではなくて保育園も助かっている。長期間保育園でなかなかこういうお子さんたちを1人別にして見ることはできないから、そういう意味では本当に重みがある。こういう需要があるわけである。

それから、先ほどの陳情者からの意見表明にあったように、和田地域にあるという利便性を考えれば、なくしてはならない病後児保育ではないのかと思う。なくさないでほしいという先ほどのお母さんの気持ち、1月1日からは開始が難しいだろうというが、その空いている間というのは本当に市はどう対応されるつもりなのか。

植田子育で支援課長 先ほどの陳情者の声もあったとおり、主に働きながら子育でしている保護者の方にとっては、やはり病気のときの対応、あるいはけがのときの対応というのが本当に困っている、そういったところの状況だと思う。そしてまた、病気の回復期であっても、もう少し安心、安静にしていたほうが子どもにとっても望ましいと、そういった場合もあるし、やはり仕事の状況によって、1日さえもどうしても休めない場合というのが出てくると思う。そういった中で、非常に大事な子育で支援施策の1つとして捉えているので、我々としても、なくなったことによって、すぐ、しようがないということではなくて、まずは、今もう一方のほうで行われている病児病後児保育のほうと協議を整えて、さらにまた、和田地域というところでお話あったが、やはり既存地区の1つとしてそこにあるということが望ましい姿だと思っているので、そういった中で、どこにどうしてできるかというのはまた別としてあるが、我々としては、なるべく早い段階でいろいろな関係機関に当たりながら、代替、代わりの施設を探していく必要があるとして、今後も検討を進めてまいりたいと思っている。

安斉委員

病後児保育は必ずしも病院に併設しなくてもよいとも聞いているわけだが、ただ、この「あい」病後児保育室は、病院の中にあるということからも、いざというときの安心感、これにつながっている。そういう利点がある。

それからさらに、この病院と同じ系列の法人大和会、やまと保育園がすぐ 近くにある。なので、陳情者の意見表明にもあったように、おもちゃもたく さんあり、子どもの観察もよく目配りができていたというところは、私はも しかしたらこうしたよさが生きているのかと思った。ほかの代わりのところを見つけてまたつくっていただくということは急がなければならない、もしなくなれば。だが、確かに、やや奥まった不便な地域にはあるが、しかし駅近につくるならそれでもよいとはどうしても私も言えないと思う。和田地域は大変広い。隣には百草団地もある。既存地域として、親が子どもを抱えて歩いてでも病後児保育のところに行ける、それから自転車でも通えるという、そういう病後児保育室を残すべきだと思うが、先ほどはそれについて触れられたので、それ以上は触れないが、ぜひ、その辺りを十分に検討されて、1つは、やはりこれを残す方策を、病院の中に置かなくてもその近くでもいいわけだし、ぜひとも、もちろん病院存続は前提も考えたいわけだが、そういう努力をぜひともしていただきたいと思う。少し先の答弁と重なるかもしれないが、見解を伺う。

本多子ども青少年部長 先ほど植田課長からも説明あったように、既存地域でということ で、まずは代わりになる施設を探していきたいと思っている。

今、病後児保育室「あい」さんの利用者の状況だが、登録者としては、和 田地域よりもむしろ東寺方地域、それと桜ヶ丘地域の方もいらっしゃると いうところでは、非常に広くという言い方は適しないかもしれないが、いろ いろな地域からご利用になっているというような状況はある。

なので、和田地域というお話があったが、既存地域というところでどうに か代わりの事業者がないかというところで、少し幅広に考えていけたらと 考えているところである。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

岸田委員 先ほど安斉委員のやり取りの中で、昨年度のあいさんの利用者数とかの 数が出てきたと思うが、コロナ禍の影響が考えられるとはいえ、昨年度のそ の前と比べ、かなり登録数や利用者数が減っているが、そこら辺は、市はど のようにその理由を聞いていらっしゃるのか。

植田子育て支援課長 市のほうで利用決定ということではないが、非常に病後児保育と病 児病後児保育ということで各施設があるが、その中で、病後児保育室「あい」 については、コロナの影響もあったりとか、預け控えというか、そういった ものが生じていることもあって、例えば令和2年度は利用実態が17件と いうところで、令和元年度より大幅に減っているというところもある。もう一方の病児病後児保育の施設においても、令和2年度は332の利用ということで、その前の元年度から比べるとやはり半分近くに落ち込んでいるというような状況もあるので、少しこれが、今年度に入って回復傾向にはあるとは思っているが、そのような中で、非常に利用者の方が幅広く選択をして利用できるように、我々としても、ご案内も含めて行っていければと思っている。

岸田委員

先ほど部長のほうからの説明で、閉院に至る理由として、施設の老朽化、 やはり陳情者さんが書かれていたとおり、そこが大きいということだった が、子どもの安全を考えたときに、業務委託をする際、やはりそういった施 設の老朽化というものは、突如起こるわけではなく、ある程度見通せるもの だと思うが、その点について、委託、提携する際だとか、何か説明はあった のだろうか。

植田子育で支援課長 施設の老朽化ということでは、委託を締結する際には、そういった 具体的な話を先方のほうから受けたということはない。先ほどの話もあったとおり、8月6日のときにお話を受けて、実は直近でももう一度お会いして話をする場があった。そういった場の中で、施設の老朽化という面では、私たちのほうも、委員と同じように、突然やってくるものではないので、その辺のところはどういう改修計画や長期修繕計画や、そういったところはどうなっているんだというようなお話もさしあげたところだったが、やはりその辺のところがなかなか明確な回答も得られないところもあって、ただやはり、そうは言っても、目の前で施設の老朽化というのが迫ってきている中では、やはりこれ以上病院を続けていくことが難しいというような判断があったというところの中では、今後病院を一時閉院をして、この病後児保育についても、一旦12月31日で解消させてほしいというようなことでお話があったところである。

岸田委員

今後、市のほうでも、やはり病後児保育のほうは必要性の高い大事な事業だということで、もしあいさんがだめでも、ほかの事業所のほうを当たって探していくということだったが、今後、委託を交わすときに、やはり子どもの安全ということを考えたときに、もちろん保育の内容だとかそういう

ことも大事だが、こういった施設の安全性というのも大事だと思うが、今後 これからこういう委託をお願いする際、そういった点は確かめられていく のだろうか。

植田子育て支援課長 この病後児保育の委託を行うに当たっては、しっかりと先方の事業者さんとお話をするような機会を設けて、実際に、どのような場所で、どのような形で、どのような保育士、看護師、体制で行っていくのかというようなところを十分にしっかりとヒアリングを行って、実際に箱物はどうなのかというようなところを伺った上で、慎重にこれは契約していく必要があるかと考えている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

安斉委員 3 陳情第11号、多摩市和田の厚生荘病院の閉院計画を中止して、病後 児保育事業を継続するよう一般財団法人愛生会(以後愛生会と記す)と東京 都に働きかけを求める陳情について、採択の意見討論をする。

先ほど、課長から重要な発言があった。岸田さんの質疑に対して、修繕計画、改修計画、これについて明確な回答を得られなかったと。つまり、こういう状態が今の愛生会の理事会の姿である。明確な回答があって、明確な説明があって、病院閉院とか休院とか話すというのであればわかるが、この病後児保育についても、「あい」病後児保育についてご相談された機会もそのような状況だったということは指摘をしておきたいと思う。

それでは、意見・討論するが、コロナ禍感染拡大がする前の2019年度は、「あい」病後児保育室の登録者は158名、利用件数は延べ249件で、多摩市の病後児保育事業のうち、登録者人数では約3分の1、利用件数では4分の1強を占めている。需要はある。陳情理由にあるように、病後児保育の12月末で廃止することは、一般財団法人愛生会が、同月をもって厚生荘病院の閉院、閉院と言ったり休院と言ったり、ここも非常に曖昧なのだが、これが発端となっている。ただ、この病後児保育事業は、国と市が財源を充てて実施してきたものであるから、市の委託を受けている事業を簡単にや

める、確かに先方にもこの委託を解約するという権利はあると思うが、あまりにも急で、こうしたことをやったということについては、私はやはり市は 黙っていないで抗議をすべきではなかったかと思う。

それから、先ほどの話で、和田地域のみならず、東寺方、桜ヶ丘、百草団地もある。こういう既存地域としても広い地域を抱えているので、ぜひとも陳情者の意見表明にあったように、和田地域にも残す、市として責任を持つならば、愛生会とこの事業の主体の1つである東京都に、市としても、また市議会としても声を上げて病後児保育を継続させることが重要と考え、採択の討論とする。

三階委員長

ほかに意見・討論はないか。

大野委員

3 陳情第11号、多摩市和田の厚生荘病院の閉院計画を中止して、病後 児保育事業を継続するよう一般財団法人愛生会と東京都に働きかけること を求める陳情に対して、趣旨採択の立場から簡潔に討論する。

これについては、同病院に関係しての健康福祉常任委員会での陳情に対しても、私ども趣旨採択という対応をさせていただいたので、まず、それに対応する必要があるということを述べておく。

また、そのときにもお話があったように、実は、この地域、建物自体新耐震の基準が適用されてない実情があったり、土砂崩れのイエローゾーンであるということから、工事の必要性自体はあるわけだが、先ほど安斉委員がおっしゃったように、その工事が必要であるならば具体的な説明を丁寧にしてほしいというところはぜひ求めていくべき話ではないかということと、また、地域の、特に既存地域の病後児保育事業については、先ほども話が市側からもあったように、今後後継に当たるようなところも探していくという姿勢は大変重要であると思うので、確かに、他市に比べて、この関係の定員というのは充足しているかもしれないが、これまであったサービスということと地域の方々の思いということも含めると、ぜひそういったことについては、今後丁寧に向き合っていただきたいということを申し述べ、趣旨採択とさせていただく。

三階委員長

ほかに意見討論ないか。

岸田委員

3 陳情第11号、多摩市和田の厚生荘総合病院の閉院計画を中止して、

病後児保育事業を継続するよう一般財団法人愛生会と東京都に働きかける ことを求める陳情について、ネット社民の会を代表し、不採択の立場で討論 する。

これまで、厚生荘病院は、困難度の高い患者の方々を受入れ、地域の医療を支えてくれている。また、それは、厚生荘病院で従事する方々の働きがあってのものであり、重要な役割を担ってこられたと考えている。

また、病後児保育事業においても、地域の働く保護者が安心して働く助け となり、子どもの病後からの回復期の大切な時期を過ごす場所として地域 の子育てをサポートされてこられた。

しかし、やはり老朽化している建物で子どもを預ける事業を行うという ことは、子どもの安全性、また保護者の不安を考えると、適当だとは思えな い。厚生荘病院のほうが、市も突然この話を伺ったという急な閉院だったの で、それについては対話をしていく必要があると考えるが、やはり保護者の 安心感、あるいは子どもの安全というのは代えられないと考えている。

陳情者が述べておられるように、やはり市内には2か所しかない病児病後児事業が1つになってしまうということは、子育て世代へ大きな影響がある。先ほどの質疑の中で、市もその点についてはきっちり探していくという答弁があったが、このことについては、市が責任を持ち、この事業を安定的に続けて、このサービスを市民が受けることができるようにしていただきたいということを要望し、不採択の討論とする。

三階委員長

ほかに意見・討論はないか。

遠藤委員

3 陳情第11号、多摩市和田の厚生荘病院の閉院計画を中止して、病後 児保育事業を継続するよう一般財団法人愛生会と東京都に働きかけること を求める陳情について、不採択の立場から討論する。

ただいま岸田委員からもお話あったように、これまで病後児保育については多大な貢献をされてこられたことは高く評価するものであり、労使関係においては、今後丁寧な説明を望むものである。しかしながら、老朽化した病院、また老朽化した病後児保育施設において病児保育事業を続けることは困難である。また、そこに預ける親ごさんたちのご理解をいただくことも困難であると考える。とはいえ、そこに市の資本を投入して建て替えを支

援するかといえば、これもまた法的枠組みから困難と。

したがって、本陳情については不採択とする。

三階委員長

ほかに意見討論ないか。

斎藤委員

3陳情第11号、多摩市和田の厚生荘病院の閉院計画を中止して、病後 児保育事業を継続するよう一般財団法人愛生会と東京都に働きかけること を求める陳情に対して、壮士の会を代表して、不採択の立場での討論をす る。

先ほど、質問の中で、他の自治体と比べても定員数はしっかり確保されているということが明らかにされた。また、それほど急いで代替の施設を探すということも必要がないということも明らかになったので、それをもって不採択の討論とする。

三階委員長

これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が1名、趣旨 採択すべきものという意見が1名、不採択すべきものという意見が3名で ある。不採択という意見が過半数に達している。よって、本件は不採択すべ きものと決した。

続いて、日程第3、3陳情第5号 要配慮児の入所に関する陳情を議題と する。

本件については、陳情者から発言の申し出がある。多摩市議会基本条例第 6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長

異議なしと認める。よって、発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により、発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨お知らせするので、時間内での発言をお願いする。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に陳情書に沿って発言をしてほしい。

それでは、氏名をおっしゃってからご発言をお願いする。

陳情者(笠井智文氏) ありがとう。全国福祉保育労働組合東京中央本部南多摩支部多摩学 童分会の笠井智文と申す。本日は、このような機会をいただき、本当にあり がとう。 では、早速、陳情のほうに入りたいと思う。要配慮児の入所に関する陳情ということで、陳情項目だが、特別支援学級、特別支援学校に通っている学童クラブに在籍している要配慮児の入所判定基準を見直して、第1希望の学童クラブに入所できるようにしてほしいという陳情である。

今回、このような陳情に至ったわけは、事例を挙げてしまうが、自立下校が困難だと学校に認定されている支援学級に通う子どもたちが、永山小学童クラブを第1希望で入所希望しているにもかかわらず、加点の点数が低いということで定員からあぶれてしまって、永山学童クラブに入所が決まるということについての陳情である。

今現在、昨年度も今年度もそうなのだが、永山小学童クラブに空きができているので、永山小学童クラブを第1希望にしていた支援学級の子どもが永山小学童クラブに通うことができているというのが今の現状だが、ただ、これから先も考えると、永山小学童クラブは小学校の中にあって人気のある学童クラブなので、毎年定員がいっぱいになることは当たり前のようにこういった起きている現状もある。なので、現在の4年生から6年生で支援学級に通うお子さん、学童クラブの入所申請書のご案内、お配りした資料のほうを見ていただければわかると思うが、やはり基本指数が、学年1年生20点で6年生8点という形になっているが、裏のところで調整指数という形で、特別支援学級の5年生、6年生、4点、5点と加点はされているが、ただこういった状況を入れても、やはり1年生、2年生とかには点数的には勝てることがないので、やはりあぶれてしまうという、こういった現状が起きている。

なので、こういったことはまたこれから先も起こり得ることなのかと思うので、ぜひこちらのほうを入所できるようにしていただきたいというものである。あと、学童保育支援員としての立場なのだが、その子ども、環境の変化にやはり弱い。支援学級に通う障がいを持つお子さんというのは、環境がころころ変わるというところではあまりよろしくないとも思うし、あと、これまた送迎時のことにも少し関わってしまうが、そういった制度が整っていないという中でも、やはり少し難しいのかというところもあるし、保護者の方からもそのような意見を、同様な思いだと伺っている。そういった

ことも含めて、今回陳情することに至ったので、どうぞ本件のほうをよろし くお願いする。

以上である。

三階委員長 ただいま終了した。本件の陳情内容について、現在の市の状況や考え方 など、市側から説明等があればお願いする。

本多子ども青少年部長 それでは、要配慮児の入所に関する陳情について、現在の市の対 応状況についてご説明をしたいと思う。

この学童クラブの入所判定基準については、待機児童が多く発生する中、 より必要度の高い児童が入所できるように優先順位をつけるものである。 また、その時々の大きな課題がある場合には基準の見直しを行っていると いう状況である。

陳情内容にある特別支援学級、それと特別支援学校に通う児童の学童クラブ入所判定基準については、昨年度、今年の4月に入所する判定については見直しを行ったところである。具体的な見直し内容については、これまで要配慮児の点数については特に加算を行ってこなかったということだったが、今年度、入所判定から特別支援学級、それと特別支援学校に通う児童の点数の引上げを行った経緯がある。

しかし、希望の多い学童クラブについては、どうしても点数の差によって 入れる、入れないといった事象が発生する。私ども市としては、年齢の低い 子どもほど学童クラブでの保育の必要性が高いという考えを持っていると ころである。また、保護者の労働時間の差にも配慮した選考基準というもの を持っている。これらの要因によって、要配慮児の点数が他の児童の定数を 下回り、第2希望以降の学童に入ったという経緯がこれまであった。

そのような状況があったため、要配慮児の保護者とも面談を私ども行った。ご意見などを伺いながら、市としても対応できる範囲での見直しを進めているというところであって、次の4月の入所申請というのがこの10月から始まるが、現在、要配慮児の加点についてさらに見直しを行っているところである。より希望の学童に入りやすくなるよう見直しを行っているところであって、陳情者の陳情内容と向いている方向性は一緒と考えているところである。

以上である。

三階委員長これをもって説明を終わる。これより質疑に入る。質疑はないか。

斎藤委員 1点だけ確認したいが、今の説明では、昨年度行われた今年4月からの 学童クラブの入所判定で一定の見直しが行われたことで、さらなる見直し が必要であるという判断で、市側が積極的に行っていると解釈、理解する が、これはあくまでも陳情者から要請があったから見直すということでは ないということを少し確認したいが、お願いする。

本多子ども青少年部長 今ご質問者からあったように、私どもとしては、陳情が出る前から見直しを行っているところである。見直しに際しては、保護者とも意見交換をさせていただきながら、どうすれば保護者の希望に沿う形になるのかまた、子どもによりよい環境で学童保育ができるのかといった視点で見直しを今年度から、当初から行っているところである。

斎藤委員 確認できたので、ぜひそのまま進めていただきたいと思う。 以上である。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

岸田委員 先ほど陳情者の方のご発言の中に、自立下校が困難だったり環境の変化に弱い子が要配慮児にはいらっしゃるということだったが、ほかに市がつかんでいる要配慮児に対するこういった配慮が必要だということがあれば教えていただきたいのと、あと、市内にこのように配慮しなければならないお子さんというのは、どれくらいいらっしゃるかというのを伺う。

石山児童青少年課長 今、2点ほど質問いただいたが、ほかに配慮が必要なケースの場合というのはこちらのほうで把握していないので、人数のほう、市内でどのくらいのという2点目の部分については、昨年度のほうで254人と把握している。

岸田委員 自立下校が困難なお子さんの場合、先ほどおっしゃった送迎事業、移動 支援のほうを使えばそれは解消するかと思うが、そこら辺の市の事業とし てはどうなっているのかというのを伺いたいと思う。

石山児童青少年課長 移動支援の部分については、学童クラブ自体の入所の基準として、 まず自分で通所していただくということが条件になっているのと、学童クラブの部分については、その環境に配慮した形で対応できるところの部分 について相談をしながらやっているというところになる。

本多子ども青少年部長 補足の説明をさせていただく。現状としては、今説明あったように、自力で通えることというのが条件が1つある。ただ、そういった状況にない方については、福祉的なサービスを利用するかというところになるが、今回課題になっている案件については、学童の職員が日常の業務の中で学校の近くまで一緒に行って一緒に学童のほうに来るというような、そのような臨機応変な対応をしているところである。

岸田委員 入所判定基準に関わるので質問させていただきたいが、他市だと、そういった学童の送迎にも移動支援が使えたりするが、市内のほうでは、今のところ条件のほうが一人で来られることを条件にしているので、そういった支援事業がないと理解してよろしいのだろうか。

石山児童青少年課長 ご質問の件だが、今現在、移動支援という形で使えるものがないのかというお話だが、お答えからすると、ないという形。その分、私どものほうとしては、できるだけ学校の敷地内、お子さんの環境に配慮してと先ほど少し申し上げてしまい途中であれだったが、同じ敷地内の学童クラブに入れるようにということで配慮すべきだろうと考えている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

安斉委員 来年4月の入所に向けて10月の申込みを前にされて、加点を見直すと いう答弁をいただいた。

確かに永山小学校には特別支援学級があるので、永山地域だけではなくて、永山地区以外からも入学してくる状況がある中、どうしても校内にある永山小学童グラフに要配慮児が集中してしまう。例えばだが、加点を見直すという中で、今度は逆に永山小学童クラブを第1希望とする通常期の子どもが、第2希望の永山学童クラブを選ぶという、そういうこともあるのではないかと思うが、問題は生じないのか、その点を伺いたいと思う。

また、永山小学童クラブはいつも定員いっぱいである。先ほど陳情者からもお話があった。今の運営を見ていると、いわゆるクールダウンする別室、こういう部屋などを用意するということも非常に難しいのかと思っているが、そういう施設の改善とかの対策が必要ではないかと私は思うが、その辺りも伺いたいと思う。

石山児童青少年課長 まず、ご質問の1点目の部分についてだが、要配慮児の方が希望の 永山小学童クラブに入ることによって、逆に永山小学童から永山学童クラ ブのほうに入る子どもが出てくるのではないかという懸念点かと思う。

> 実際に点数、先ほど部長のほうからも答弁あったように、選考の基準表に 基づいて優先順位をつけたときに、そのようなことが起こる可能性という のはあるとお答えさせていただきたいと思っている。

> それから2点目で、要配慮児が集中したりとか数がふえるということによって、そういうクールダウンするような育成室のようなものの準備も必要ではないかという趣旨かと思うが、こちらについても、我々もその対策があればよいとは感じているところだが、学校の校舎の中や、物理的な問題として個別に対応できる空間がそこにないという現実も一方で少しあると思っている。もちろん、予算なり何なりが潤沢にあってかけられるということであればよいが、今現在の状況の中ではそれも厳しいいうところで、配慮児が全体としてふえていく傾向が続いているので、今後の改築や改修の契機そういった機会を捉えて、できるところはやりたいとは考えてはいる。

安斉委員 私は、要配慮児が安心して学童に通うということでは、敷地内にある学 童クラブにぜひとも入っていただけるような対処の仕方は大事かと思って いる。

ただ、先ほどもあったように、少し心配する2点の問題もあるので、委託を受けている社会福祉法人とも、それから学校側ともよくご相談されて、そしてまた市としても、委託法人に任せるのではなくて、しっかりとした対策を立てながら事業を進めていただきたいということを申し上げて終わる。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

安斉委員 それでは、3 陳情第5号、要配慮児の入所に関する陳情について、採択の 立場の意見・討論を行う。

> 本陳情は、特別支援学級と永山学童クラブとの間の通学、通所とも言える かもしれないが、の問題を取り上げている。この問題は以前からあった。保

育園のかたわらの信号と、そこにある横断歩道が1人では渡れない支援学級の子どもたちの存在である。30年ほど前、永山学童クラブしかない時代もこの問題はあった。当時は公設公営の学童クラブ、同じ市の管轄なのに、ここからは教員は子どもにつけない。ここまでは学童クラブの職員は迎えに行けないということで、私は当時、在宅の近所のお母さんたち5人にお願いをして、学校へのお迎えと学童クラブの送りをお願いして、1人のお子さんをサポートした経験がある。時は変わっても、また、せっかく校内に永山小学童クラブができても、いまだ解決していないことに驚いた。聞くところによると、学童クラブの職員が、見回りという名で迎えているとのことである。来年度からさらにまた入所選考基準を改善して、要配慮児については加点が見直され、第1希望の学童クラブに入所しやすくなるとのことである。

安心して通えるためにも、選考基準の見直しと、また、要配慮児がふえる 傾向になることも否めないので、施設の改善、また職員加配等についても、 受託法人任せでなく、しっかりとした基準をつくり、市として対処すること を要望して、採択の意見・討論とする。

三階委員長

ほかに意見・討論はないか。

大野委員

3 陳情第5号、要配慮児の入所に関する陳情に対して、フェアな市政を 代表し趣旨採択の立場から討論する。

先ほどの市側の説明では、実態としては、もう既に要配慮のお子さんたちに対しての取り組みというものを、保護者の意見などもお聞きしながら進める方向にあるということで、おおむねその方向に向かって動いていると理解している。

ただ、今の安斉委員の討論の中にもあったように、いろいろな問題が実は、単純に加点を上げるだけで自動的にそのお子さんが行くだけでは済まない環境面の問題だったり施設面の話、いろいろ考慮しなければいけない問題もあるのではないかということも含めて、そういった問題を単純に先送りするのではなく、しっかりそういった問題も直視していくということも含めて趣旨採択の討論とさせていただく。

三階委員長

それでは、ほかに意見・討論ないか。

岸田委員

3 陳情第5号、要配慮児の入所に関する陳情について、採択の立場で意

見・討論をする。

やはりこれから共生社会を実現していくためには、子どもの頃から障害があるなしに関わらずともに生活していくことは重要である。学童は、保護者の方がお家にいない時間遊んで過ごしたり生活する場で、子どもにとって安心して過ごす第2のお家とも呼べる場所だが、学童で安心して過ごすために、また、学童に通えるために配慮が必要な子どもに一人ひとりの状態に応じた合理的配慮が必要である。その合理的配慮の1つが、この陳情にあるとおり、入所基準の見直しであると考える。

先ほどの質疑の中で、市も同じように考え、見直しをしていくということがわかった。しかし、学童が第2のお家のように安心できる場所でなければならないのは、配慮が必要か必要でないかに関わらず、全ての子どもにとって同じことだと考える。

よって、要配慮児に関わらず、学童に入所する子どもたち、また、その保護者の方々が入所判定基準について納得できる基準にしていただきたいと要望し、また、合理的、これはあくまでも1つであり、移動支援やほかの事業等も考えていかなければならないということを申し述べ、賛成の討論とする。

三階委員長 ほかに意見・討論ないか。

斎藤委員 3 陳情第5号、要配慮児の入所に関する陳情に関して、壮士の会を代表 して採択の立場での討論をする。

先ほど説明があったように、市でも見直しを進めているということであるので、しっかりとやっていただきたいと思う。

以上をもって採択の討論とする。

三階委員長 ほかに意見・討論ないか。

遠藤委員 ただいま議題になっている3陳情第5号について、採択の立場で討論する。

要配慮児の入所に関する陳情、これまでも長い歴史があったが、よい方向 に進んでいると思うが、さらなる進歩、改善を求める考えに基づき、採択と する。

三階委員長 それでは、意見・討論を終了させていただく。

ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が4名、趣旨 採択すべきものという意見が1名であった。よって採択すべきものという 意見が過半数に達している。よって、本件については採択すべきものと決し た。

ただいま採択すべきものとした陳情だが、この処理方法について協議を したいと思う。

この際、暫時休憩する。

午前11時41分 休憩

午前11時41分 再開

三階委員長休憩前に引き続き会議を開く。

先ほど採択すべきものとした陳情については、皆さんのご意見を踏まえ、 執行機関に送付したいと思う。

次、日程第4、3陳情第6号 新型コロナウイルス感染対策手当に関する 陳情を議題とする。

本件については、陳情者から発言の申し出がある。多摩市議会基本条例第 6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 ご異議なしと認める。よって、発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により、発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内での発言をお願いする。また、本日の発言は要点録に記載される。簡潔明瞭、陳情書に沿って発言をしてほしい。

それでは、氏名をおっしゃってから発言をお願いする。

陳情者(橋本紗帆氏) 全国福祉保育労働組合東京中央本部南多摩支部に所属している橋本紗帆と申す。現在、多摩市にある桜ヶ丘第一保育園で保育士をしている。

今回、新型コロナウイルス感染対策手当に関する陳情書を提出させていただいた。保育施設では、子どもたちの健康を守り、安心・安全な保育を維持していくために様々な感染対策を行っている。

1つは、保育室や子どもたちが使用した遊具、職員の休憩室など、園内の

使ったものは消毒をしている。子どもの使用する遊具の多さは想像できないと思うが、細かいものも多くあり、消毒には本当に時間がかかっている。 職員は、手指のアルコール消毒も小まめにし、今まで以上に衛生管理に気を 遣っている。

2つ目は、密にならないための工夫である。保育は、業務上どうしても密が避けられない。特に小さい子どもたちはマスクができないので感染のリスクがより高くなる。そのため、少しでも子ども同士の密を減らすために、例えば食事では1テーブルに今まで座っていた半分の人数に減らし、食事の回数を2回に分けて減らしたり、行事、参観の延期、場合によっては中止するなど、日々の保育内容を工夫してきた。また、保護者との交流も困難と判断し、懇談会では密を防ぐためにオンラインを利用するなど、工夫しながら運営を進めてきた。自分自身の体調管理にも細心の注意を払っている。感染対策のため、通勤や私生活など、仕事以外の時間も常に気を張っている。いつまでこの状態が続くのか、先が見通せないということと、職員自身、いつコロナウイルス感染症にかかるのか、いつかかってもおかしくないという状況にストレスがふえ続けている。

保育施設で働く私たちは、平時からの厳しい労働実態もありながら、新型 コロナウイルス感染対策も行い、常によりよい保育のために努力し続けて いる。そのような職員たちのためにも、新型コロナビス感染症対策手当のご 検討をお願いする。

三階委員長 市民発言は終了した。本件の陳情内容について、現在の市の状況や考え 方など、市側から説明等があればお願いする。

本多子ども青少年部長 それでは、ただいまの陳情内容について、市の考えを述べさせて いただく。

今回の陳情内容については、基本的には昨年度も同じような趣旨の陳情があった。名称自体は、危険手当の支給ということで手当名称は違ったが、内容としては同じような陳情があった。昨年の陳情内容としては、濃厚接触を避けられない業務に当たる保育施設労働者に、多摩市として予防接種や特効薬が開発されるまで危険手当を新設し給付してほしいというような陳情があった。

そのときの議会のご意見としては、保育園や学童クラブの子どもは基本的に健康であり、医療従事者とは感染リスクの高さが違う。様々な業種との公平性や国の動向を見極めていく必要がある。この先長い目で見ると、予防を充実するほうが大切である。3密や濃厚接触になりやすい環境で働いている方は保育施設だけに限らない。市としてまずは取り組むことは、手当の支給ではなく、仕事をしている人たちに安心を提供することにあるというようなご意見をいただいたと記憶している。

昨年と今年、大きく違う点は、もう既にワクチン接種を優先して受けていただいたという経緯がある。人数としては、おおむね保育士さん8割程度の方は受けていただいているということであるので、そういった点が違うかいうこと。また一方では、現在子どもの感染者がふえているという状況がある。また、デルタ株の感染力が強いといったような現場の状況はあるかとは認識を持っているところであるが、対応としては、まずは、感染予防としてワクチン接種を行ったということと、それと、消毒などに係るかかり増し経費、または消毒の消耗品、または備品、これらに対して、昨年度から数回にわたる補正予算の中で対応しているところであるので、私どもとしては、市独自の手当を支給するという考えは今のところない。

以上である。

三階委員長安斉委員

これをもって説明を終わる。これより質疑に入る。質疑はないか。

ただいま部長の発言の中で、ワクチン接種、保育現場で8割を超えたというところでは、保育現場からも大変ありがたかったという声を私も聞いている。

先ほどのお話にもあったが、昨年から続いて、感染対策には大変神経を使っているという話がわかった。通常の仕事以外の消毒など過重労働があることは知られているところなのだが、ただ、今年度、特に今現在、変異株が子どもにも発症して、大人にも移す可能性も出てきていると。昨年から続く過重労働の問題だけではなくて、今は一時休園も起きていて、非常に精神的にも疲れていると、張り詰めているということを私は聞いているわけなのだが、今の現状を市はどう捉えているのか。先ほど少し触れられたが、また詳しく伺いたいと思う。

本多子ども青少年部長 現状認識ということであるが、やはり新聞報道等にあるように、

全国的に子どもの感染がふえているという状況がある。多摩市内の保育園、またそれ以外の子どもに関連する施設においても、子どものほか、ご家庭での保護者も含めて、感染というようなことで皆様方にも情報提供させていただいたような経緯もある。

昨年と比べて、先ほど申したように、デルタ株の関係等そういったことで 非常にリスクが高まっているというようなところが一方であるが、やはり それに対応するということで、一足早くワクチンの接種をさせていただい たということでは、一歩進んだ対応をしたのかと思っている。

また、現場から聞く意見としては、やはり日常の消毒関係、これには非常に配慮しているということと、併せて手洗いなどの時間というのも取っているかと思う。そうしたことについては、現場の負担は増しているかとは考えるが、やはりこれは、そこの現場だけではなくて、ほかの施設も一緒であるので、そこに手当を出すというようなこととはまた別のことかという認識である。

安斉委員

うちの近所にも保育所がある。そこで、擬陽性はあったが、一時閉園したということがある。閉園したその前後というか、いろいろなところの問い合せ、一番多いのは保護者の問い合せなのだが、ひっきりなしの電話対応に追われたと。職員も全員出させてくるわけにもいかないので、職員の検査結果がわかるまでは自宅待機で、6名ほどの数名で対応したんだそうだが、その対応の中心にあっていた事務職員が体調不良で倒れた。今の状態は、単に消毒をやればいいとか、それから手洗いをやればいいとかじゃなくて、こういう仕事も、本当にこれは平常時であれば予想できないことなのだろうが、そういうことが起きるのが今の実態だと思う。そこをどうぞ十分に認識していただきたいと思う。他の施設でもあり得る状況だとおっしゃったが、子どもたちを預かる最前線に立つ保育士さんたちが、いかに対応や、子どもたちを守るために苦労されているかということは、やはり十分に認識していただきたいと思う。

そこで伺うが、先ほども国の感染症対策にいわゆる補正予算で対応されているというお話もあった。例えば、令和2年度第3次補正予算で総額11

7億円、新型コロナウイルス感染対策と称して予算化された。今年度も引き 続きご利用いただきたいと、そのようなことが厚生労働省のホームページ に載っている。国が2分の1、市区町村が2分の1で行われたと思うが、私 は何とか手当てという言葉がどこかにないかと思って一生懸命探した。そ うしたら、ここの中にきちんと手当てとあった。①職員が感染症対策の徹底 を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費(かかり増し 経費、研修費)、その次に、通常想定していない感染症対策に関する業務の 実施に伴う手当など、法人(施設)の給与規程等に基づき職員に支払われる 手当のほか、非常勤職員を雇用した場合の賃金と書いてあった。2番目に は、保育所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品の購入等とし て、なんと1と2を合わせて支給されるお金が大変少なくて驚いてしまっ たわけだが、まず、定員19以下のところは30万円、定員20人以上のと ころは40万円、定員60人以上のところは50万円である。多摩市内の民 間保育所の定員を見ていただくと、まずもって60人以上が多いし、100 名を超える、中には200名を超える園もあるわけである。このような定員 が大きい保育園に、これは間尺に合わない。実際どのように使ったのと聞い てみると、やはり職員のマスク、90名近い職員がいて1年間に使おうと思 うと、あっという間に消えてしまうというお話だった。

マスクや消毒液、この配付に、お話ししたくはないわけなのだが、実はいわゆる手当も書いてあるし非常勤職員を雇用した場合の賃金と書いてあるが、これも消毒をするために人を非常勤で雇用した、そういったときの雇用のお金の足しになるという意味だそうで、まさしく一人ひとりの保育士さんたちや職員の人たちに手当として支払われるものではないということは明確にわかった。

私は、こういう手当と書いてあるので、これを根拠に市独自の上乗せで感染症対策の手当を出すように考えられないものかといろいろ思ったが、今の本多部長のお話では、あっさりと市独自のいわゆる手当の考え方も否定されたが、しかし、やはり国に対して、こういう制度をもっと充実して、それにプラスして市独自の感染症対策手当を出すと。国がやれば市もやれるわけだから、そういうことは、国に対して物申すというか、多摩市の市役所

の中でそういう相談をする等、そういうお考えは全くないか。

植田子育て支援課長 今本当に感染対策が、感染の状況が増加傾向にある中で、保育現場 のほうでは最前線の中で保育士の方に非常に緊張感を持って保育の環境を 整えていただいていると認識している。先ほど委員からもお話あったとお り、国からの補正予算等で示されたものに関しては、消毒に関する時間に要 するもの、あるいは消毒のために、例えば非常勤の職員を雇用した場合に必 要な経費ということで、かかり増し経費というのが一部ある。そしてまた、 感染防止の備品や消耗品の購入ということで、園によっては空気清浄機を 購入いただいたり、消耗品で消毒液を購入していただいたりといったとこ ろで、非常に多くの園のところで、こういったところの補助金を活用して現 在に至っているというような状況がある。国に対しての要望というところ ではあるが、やはり国や東京都への働きかけということでは、新型コロナウ イルスの感染対策手当として直接的に要望しているわけではないが、子育 て支援施策の充実の中で。必要な財政措置などの支援策を包含する形で子 育て環境を充実するように働きかけを行っているところであるので、こう いったところで我々のほうは考えている。そしてまた、市独自の上乗せとい うところでは、先ほどの繰り返しの答弁になるが、なかなかその感染対策と いう意味では、手当支給そのものが対策になっているのかというようなと ころもあるし、我々も別の観点で、より具体的な措置を講じて感染対策を徹 底しながら、コロナ禍にあっても、国や東京都の通知により保育を提供して いただいているということで、非常にこの状況を引き続き捉えていきたい と考えている。

安斉委員

この陳情は、新型コロナウイルス感染が収束するまでの間と書いてある。 陳情の中に。なので、今言ったように手当として直接に要求はしていないが、子育ての環境を充実させていきたいとおっしゃったが、それは通常の保育のことだろう。通常の保育にはプラスコロナが少し入っているかもしれないが、期限を区切って、新型コロナウイルス感染が収束するまでの間という、ここが大事である。

なので、そもそも市内の保育園、100名超える定員で保育する園が多い わけだし、200名、職員が90名、こういうところもあるわけである。な ので、私はやはりこの新型コロナウイルス感染が収束するまでの間という ここはとても大事だと思う。

例えば、送り迎え、これも今保育園の中には、保護者の人たちは入るところを決められている。それ以上は入ってこないようにして。そうすると、お帰りの荷物、それを1人の担当の職員ともう1人いるのかもしれないが、玄関先まで持ってこなくてはいけない。片方では保育もしなくてはいけない。その忙しさといったら、本当にもうこれは大変なものだとも聞いた。そしてまた、先ほどのように倒れる職員が出てくる。それから、子どもたちはマスクをすることがなかなかできないから、その気の使い方、密にさせないための。そういう厳しさを、皆様方はお子さんとここで接しているわけではないからあまりわからないかもわからんが、想像していただきたい。そういうところの陳情だということに思うが、新型コロナウイルス感染が収束するまでの間ということに限って発言を求めたいと思う。

本多子ども青少年部長 新たな特別な手当というような解釈になろうかと思うが、やはりこの手当を支給するということは非常に重いことかと思っている。私ども公務職場においては、やはりこういった手当については、手当の趣旨からするとおそらく特別勤務手当、特勤手当になるんだと思う。著しく不快や著しく厳しい、著しい悪い環境の中で労働するというようなことで、これは削減方向にある中で、多摩市も非常に手当については削減してきて、今2つか3つぐらいの手当しかないかと記憶している。著しく不快な職場なのか、それとも非常に困難な厳しい状況なのかというところは非常に解釈の余地があるかと思うが、私は、やはりこの手当を出すというよりは、むしろ労働環境をよくしていくというような方向に対応していくべきだと思っているので、そういった職場の働きやすいような環境をしていくという視点でもう少し考えられないかということで検討していきたいと思う。

三階委員長 この際、暫時休憩する。再開は1時とする。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

三階委員長休憩前に引き続き会議を再開する。

質疑からである。質疑はないか。

安斉委員

残念ながら新型コロナウイルス感染が終息するまでの間と限定したが、 明確な手当の話はいただけなかった。そして、国に対しての要望だが、手当 として直接に要望はしていないが、子育て環境を充実してほしいと要望さ れているのかと受け止めた。

それは結構なのだが、最大の保育士が働き続けるための環境というのは、 やはり安過ぎる賃金の問題である。それはその後からの陳情にも出てくる ので、またそこで質疑を交わしたいということを申し添えて終わる。

三階委員長

ほかに質疑はないか。

岸田委員

先ほど部長の説明の中で昨年度も同じような内容の陳情が出ていたという説明もあった。そのときに国で慰労金という形で医療従事者であったりとか障害福祉サービス施設で働く方にはお金が支給されるという話も話題に上がっていた。その後、やはりこういった保育施設、児童福祉施設で働くような方々には国からの慰労金が出なかったということで、他の自治体、そのときは、区のある自治体で2万円の支給があるというお話もあったが、その後私のほうでもネットを見てみると、いろいろな自治体だったりとかが、手当ではないが、一時金だったりお見舞金だったり、いろいろな名称があるが、そういった形でお金を出しているが、その点について市としてどういう情報をつかんでいるか、また、市ではそういったことをどのように考えたのか伺いたい。

植田子育で支援課長 国からは児童福祉施設に対しての慰労金という手当はなかった。東京都においては一部の区、練馬区辺りでは、手当ではないが、こういった類いの慰労金という形で支給していたという話は聞いたことがあるが、内容や期間、条件などの詳細は把握していない。また、近隣市においては手当の支給ということで実施しているというお話は現在のところ伺っていないという状況である。

そして、多摩市に置き換えて考えると、やはり同じ法人で、例えば、学童 クラブを運営していたりとか、ほかの自治体においても保育施設を運営し ていたりという法人も複数あるため、そちらとの不均衡があってはならな いと考えている。 三階委員長 ほかに質疑はないか。

大野委員 学校に関して言えば、夏休みの延長という話がちょうど本市では出たが、 併せて同じ時期に保育園などの登園自粛の要請というのも出されたと思う が、その結果というか、今どんな状況なのだろうか。

植田子育て支援課長 緊急事態宣言の再延長を受けて、園長会とも協議の上、登園自粛要請という形で保護者の方にご協力をお願いしたところである。これは9月1日からということでまだ数日しかたっていないが、認可・認証保育所の出席率ということで申し上げると、在籍時は合計で100%に対して5割から7割の出席率で今推移しているところである。

大野委員 これに対して何か保護者の側からご意見とかは特にあるだろうか。

植田子育て支援課長 あくまで休園ということではない。登園自粛のお願いということで ご協力を要請したまでなので、今のところ特別保護者の方からご批判だと かという声は伺っていない。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

では、これをもって質疑を終了する。

これにより討論に入る。意見討論はないか。

安斉委員 それでは、3 陳情第6号 新型コロナウイルス感染対策手当に関する陳 情について、採択の立場から意見討論する。

昨年度からコロナ感染症対策では、保育士のみならず事務職員など多様な保育現場の職種で通常とは違う業務量をこなし、職員は疲弊している。今年度に入っては、変異株の猛威で子どもも罹患するし、大人にもうつすという状況である。全国の保育園でも休園に追い込まれたところも多数出ている。

本陳情は、新型コロナウイルス感染が終息するまでの間、全職員を対象に 新型コロナウイルス感染対策手当を市に求めるものである。

私は手当の拡充を国にも要望し、また、市としても国でそういう制度ができれば上乗せすることを求めたい。また、国の制度が整わない間は市として手当の方策を求めたい。

以上である。

三階委員長 ほかに意見討論はないか。

岸田委員

3陳情第6号 新型コロナウイルス感染対策手当に関する陳情を採択の立場で討論する。

新型コロナウイルス感染症が、市からの説明もあったように、想像していた以上に今長期化している。また、変異株の出現で、子どもや若者がかかりにくいと言われてきたが、保護者世代の年代の方もかかり、さらに重症化をしているということで、フレーズも変化してきたと感じている。

まだ先の見えていないコロナとの闘いというか付き合いの中、保育者の 方をはじめエッセンシャルワーカーの方は、自分も感染リスクの不安を感 じながら、リスクもあり、さらにケアする方の感染も考えていかなければな らないと本当に大変な中頑張っている状況である。そういった中、やはり陳 情者の願意に沿うことは重要なことだと考えている。

他の自治体が行っているような見舞金・一時金など、手当として支給することは難しいかもしれないが、そういったことに事業者任せをするのではなく、市として委託先のエッセンシャルワーカーに支給するということは、このようなコロナの感染状況の中、ネット・社民の会では大切なことだと考えている。

以上、採択の立場で討論する。

三階委員長

ほかに意見討論はないか。

大野委員

3 陳情第6号 新型コロナウイルス感染対策手当に関する陳情に対して、 フェアな市政を代表し不採択の立場から討論する。

ご指摘されているように、保育士の方々の置かれている環境というのは 大変な状況にあるかと理解する。ただ、前年度も同様な対応を求める話があ ったときにいろいろな状況を見てからという判断を議会としてもさせてい ただいた。確かに今の状況は変異株の影響などもあって、子どもさんがかか ってしまって、それによる影響というのもあろうかと思う。しかし、ほかに もコロナ禍で様々な濃厚接触せざるを得ない仕事をされている方もいらっ しゃる中、国に対してこういう手当を求めていくという内容であれば大い に賛同できるが、ともすれば、今ご意見もあったが、市としてもできること をやろうということになってしまうと、なかなかそこには、ほかの事業、ほ かの業種とのバランスだったりとか、市としての考え方としてどうなのか という議論はどうしても出てきてしまうので、保育士の皆さんの置かれている大変さは大変理解するが、この陳情に対してそのまま賛同というわけにはいかないので、不採択の討論とさせていただく。

三階委員長 ほかに意見討論はないか。

それでは、ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が 2名、不採択すべきものという意見が1名である。

よってこれより、3 陳情第6号 新型コロナウイルス感染対策手当に関する陳情を挙手により採決する。

本件は採択すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者举手)

三階委員長 挙手少数である。よって本件は不採択すべきものと決した。

次に、日程第5、3陳情第7号 保育士等の処遇改善に関する陳情を議題 とする。

本件については陳情者から発言の申出がある。多摩市議会基本条例第 6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

先ほどと同じである。それでは、氏名をおっしゃってからご発言ください。

陳情者(橋本紗帆氏) 先ほども紹介させていただいた、今現在桜ヶ丘第一保育園で保育士 をしている橋本紗帆と申す。

保育士等の処遇改善に関する陳情書を提出させていただいた。

陳情書を提出した理由として、保育士の仕事の業務の多さがある。子どもの保育を中心として、それがメインなのだが、次の日以降の保育の準備、遊具の作成、行事の準備、連絡帳の記入、保護者へのお便りの作成や保護者対応などたくさんの業務がある。そのほかにも、今だと新型コロナウイルス感染症流行による遊具の消毒もある。これらを勤務時間内だけで収めるのは難しく、勤務後に残って仕事をしている現状がある。

さらに、ほかの子どもを預かる責任の重さもある。ちょっとした油断やミスが命に関わるというリスクが常に潜んでいる。

膨大な量の業務がある中で子どもの安全の確保を行う保育士等の仕事量を考えると、今の賃金では見合っていないと感じている。保育士資格を持っていても、保育士として働いていない人もいるという現状があり、仕事に見合わない賃金ということが理由にも挙げられる。

子どもも保護者も安心して保育園を利用できる環境を維持していくためにも、保育士を確保して職員も安心して長く働き続けられるような環境をつくるためにも処遇改善手当の支給をお願いしたい。

保育士等宿舎借り上げ支援事業について、対象の拡大を要望する内容についてお話しする。

現在もこの事業を利用させていただいているが、該当者の処遇改善に大きく貢献している。しかし、利用できるのが条件に該当する3名のみということで、希望しても3名以上希望がいて受けられないとか、年齢制限や勤務年数制限があり、希望しても受けられないという現状があり、希望したら必ず受けられるということになれば助かる、利用したいという意見も多数あった。

保育労働者の人材確保、定着、離職防止をより現実的なものにするために も、勤務年数や地域・施設ごとの人数などの制限をなくし、希望者全員に対 象を拡大してもらいたい。

## 三階委員長 以上で市民発言を終わる。

本件の陳情内容において、現在市の状況や考え方など、市側から説明等あればお願いしたい。

本多子ども青少年部長 それでは、保育士等の処遇改善に関する陳情について、市の考え をご説明させていただく。

こちらの陳情については資料をお配りしている。タブレットの案件の5番になる。非常にこの陳情内容については制度が複雑であるので、資料を用いて説明したいが、この資料の説明については後ほど担当の課長の植田から説明させていただく。

まずは市の考え方の概要について説明する。

保育士の処遇改善については、保育士の皆さんがやりがいを持って長く 働くことができるよう、国の処遇改善加算の、資料にもあるが、1と2とい うものと東京都のキャリアアップ補助金という2つの仕組みがある。それ を多摩市も活用して実施しているというのが現状である。基本的な賃金の 底上げのため、国の処遇改善加算の1と2を活用している。

この1と2の違いであるが、1が職員1人当たりの保育園での経験年数 に応じて加算率を決めて施設に支給するというものである。

一方で、処遇改善加算2であるが、これは保育所におけるキャリアアップ の仕組み、具体的には研修などだが、そういった仕組みを構築して、一定の 技能や経験を有し役割を担う職員に対して相応の改善を行うということで、 職場への定着を図るといったことを目的としている。

改善の状況については、処遇改善の原資がきちんと職員の賃金改善に使われているのか、各園から賃金台帳の提出を受けて、前年からの改善内容を 見比べて確認しているところである。

また、毎年のアップ額については、こちら私も自分で資料の確認をした 1事例であるが、ある保育園では昨年と比べて年間10万円から30万円 ほど改善されている方がいらっしゃった。なので、確実に毎年改善に使われ ている原資ということが確認できている。さらにこれ以上の改善について は他の職との均衡を逸する可能性があるため、現在のところ考えてはいな い。

それと昨年度から保育園の園長会と保育士の処遇の改善のありようについてどのような仕組みが望ましいのか、今後どのような取り組みを行っていく必要があるかなどについて協議を進めているところである。保育士の人材の確保、それと定着、離職の防止を図るために、保育従事者の処遇の改善を現在取り組んでいるところである。

資料の説明については、引き続き植田課長から説明させていただく。

植田子育て支援課長 タブレットの案件の5、保育士の処遇改善に関する資料ということで、処遇改善等加算 I の仕組みをお開きいただきたい。

その前に、市がまず、今言ったような国都の補助を活用して子どものため の保育給付費及び保育士等キャリアアップ補助事業というものを事業所に お支払いをしている。

公定価格と言われているのはこの中に含まれているわけだが、公定価格

とは、国が定める子ども1人当たりの保育に必要な費用ということで、この 公定価格の中に、大まかに言うと基本分単価というものと加算というもの がある。園を運営する財源として不可欠な公的収入財源であると捉えてい る。

この公定価格の加算については、職員配置に関わる人件費の加算という ものがあって、保育士のキャリアアップ要件に関わる処遇改善等加算の I・ II が内容として具体化されているものである。

資料をご覧いただきたい。まず、①②③とあるが、大きくは①と②③と分けられると捉えていただいて結構である。

①が基礎分ということで、職員1人当たりの平均経験年数に応じた加算率を設定しているということで、これが2から12%ということで、この下の表でいうと一番薄い色の網かけのところがこの基礎分になっている。経験年数、例えばゼロ年だと2%、10年以上だと12%となっている。これが広く人件費に使えるということで、定期昇給などもここに含まれるものと考えていただければ結構である。

次に、②にあるのが賃金改善要件分ということで、これは③のキャリアパス要件分というのを包含するものであるが、これが明確に賃金改善に充てなければならないものとして縛りがある。賃金改善要件というのは、定期昇給以外に図られる改善分ということで、例えば、期末手当とかいった賞与の部分に充てられるものということになっている。下の表で見ると少し濃い色の部分になっているところがこの②である。

③のキャリア要件分というのがこの真ん中のところの網かけの部分が包含されているものとしてご理解いただきたい。例えばなのだが、平均経験年数がこの施設で10年だとして考えた場合、下の表の10年のところを見てもらうと、基礎分は12%の上限でいただいているということになるが、賃金改善要求分が、この右側の四角の表示を見ていただけると、11年未満が一律6%ということで、12%と6%をプラスして18%がこちらの加算に充てられることになっている。

次のページに行って、こちらは技能・経験に応じた処遇改善等加算Ⅱの仕 組みということになっている。こちらは、概要のところに書いているが、副 主任保育士・中核リーダー・専門リーダーということで、得られる役職の階層を緩やかに段階をつけたものとご理解いただきたい。こちらが上限として月額4万円の処遇改善が充てられるということ、そして、さらに職務分野別リーダー・若手リーダーということで、例えば、学校などでいうと学年があって、学級担任がいる中で、その中のリーダーというか、そんな形になるかと、学年主任みたいな形になると思うが、そういった方々については月額5,000円の処遇改善等を設けることによってこのキャリアパスの仕組みというのを構築して保育士等の処遇改善に取り組む施設・事務所に対して費用に係る公的価格上の加算を創設しているものとご理解いただきたい。要件としては、2のところにあるが、加算額を確実に賃金改善に充てるためということで、賃金改善計画の策定だったり実績報告も行っていただくということで、賃金改善計画の策定だったり実績報告も行っていただくということで縛りを設けている。処遇改善の対象者が以下の基準を満たす者になっていることということで、先ほど申した月額4万円の処遇改善対象者は以下のとおりと、そして、月額5,000円の処遇改善の対象者は以下のとおりとなっている。

大まかにはそのような形になっていて、さらに我々としては、その3枚目の資料をご覧いただきたい。こちらが国とは別に行っている東京都の保育士等のキャリアアップ補助金ということである。こちらは認可保育所については都と事業者との直接の補助になるということなのだが、目的としては、「保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取り組みに要する費用の一部を補助することにより、保育サービスの質の向上を図る」ということで、こちらは施設規模に応じて決められた単価というものがあって、こちらが年齢別・人数別になって支払うものとしている。東京都の補助単価表で決められているもので、これは必ず人件費に充てなければならないということで、運営等のお金には充てることはできないという縛りを設けてお支払いしているものである。

以上である。

本多子ども青少年部長 本陳情の中でもう一つ陳情をいただいている内容として宿舎借り 上げ支援事業であるが、こちらの説明をしたい。 こちらについては、保育士の人材の確保、それと定着、離職の防止を図るということで、保育従事者、職員の方の宿舎の借り上げということで、住居手当みたいなものになるが、これを行う事業者が経費を支出した場合にその一部の経費を補助するというものである。現在多摩市ではこの宿舎借り上げ支援事業については国の国庫活用補助、それと東京都の単独事業の2つの制度を活用し実施しているところである。

この2つの制度の内容であるが、補助基準額である1戸当たり月8万 2,000円、これは東京都も国も同じ金額であるが、国と東京都の対象者 は違いがある。まず、国の対象者であるが、採用9年以内の常勤の保育士と いうことで、保育士限定である。これに対して東京都は、採用の年数に関係 なく、常勤の保育従事者ということであるので、保育士以外の方も対象とし ているところである。

また、補助率であるが、国都の両制度とも市と事業者ともに負担額が8分の1ということであるので、満額の8万2,000円であると、1万円ちょっとという数字、金額になると見ている。したがって、事業者の負担も発生する仕組みということになっている。

陳情者の陳情内容にあるが、地域や対象人数の制限については、住む地域 は多摩市内に限定をしている。この考えについては、多摩市に住むことで補 助金の効果を高めることを狙いとしている。

それと対象人数については1施設3人と上限人数を設けている。この目的については、園が宿舎を借り上げるわけだが、借り上げた住居の賃貸料を園が先に不動産業者に払う。その補助金を支給するという仕組みになっているので、園側の費用負担とか事務負担が発生するということで、この点を考慮した上で上限を設定したということである。

この制度については園側の協力が不可欠であるので、慎重に対応する必要があるという考えである。

説明は以上になる。

三階委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

斎藤委員 今説明の中で既にこの処遇改善の問題に関しては市側と園長会員側で調

整、話し合いが進んでいるということだったが、仮に今回この陳情内容が採択された場合に園長会との関係はどのようなことがあるのかというのと、 あと、多摩市はこれまで園長会との信頼関係があったからこそこの取り組みが行われてきたと思うが、それについての考えをお聞かせください。

植田子育て支援課長 保育士の賃金改善においては国や都の制度も年々拡充が行われ、それを活用して行われているというところもあり、着実に進んでいるという 認識である。

仮に本陳情が採択された場合でも園長会との関係性に影響が出るというところは想定していないし、これまでも、引き続き保育環境を取り巻く様々な諸課題についてお互いに議論を重ねながら、多摩市の保育をいい方向に進められるように取り組んでいるところである。

また、保育士等の賃金改善については多摩市だけ突出して挙げられるものでは、解決しない問題と捉えているので、全国的な問題であり、引き続き国や都への働きかけが必要かと考えている。

ただ、一つ確認したいが、この処遇改善に関して市側は国や都の補助を活用して保育園側に交付を確実に行っているというのはわかったが、この問題はある意味事業主と労働者側の話し合いのように見えるが、そのような解釈でいいのだろうか。

植田子育て支援課長 賃金改善においては、今おっしゃるとおり、国や都の制度を活用し 行われており、配分についてはそれぞれ園の給与規定だとかいった実情に 合わせて行うようになっているということがあるため、職員一人ひとり一 律に配分されるような性質の仕組みではないというところである。それぞ れの法人内で、多く施設を抱える園等は内部でのバランスとかいったとこ ろも考慮しながらそれぞれの保育士等への賃金の改善を行っていただいて いるところだと認識している。

## 斎藤委員 わかった。

後段の宿舎の借り上げも聞きたいが、この陳情内容を見ると、勤続年数や 地域・施設ごとの人数などの制限を撤廃してほしいということなのだが、先 ほどもあったと思うが、制限を設けているからには理由があると思うが、そ の理由をもう一度詳しく教えてほしい。

植田子育て支援課長 園長会との協議の上、採用からの年数であるとか、市内に限定して いるであるとか、施設ごとの人数など決定しているところである。

そして、制度を利用している、あるいはしていないという違いで市内の保育園で保育士を取り合うといった事態にならないよう、園長会でしっかりと合意を図って設計した事業としてこちらは設定したものである。

斎藤委員 そうすると、この施設ごとの人数制限については園との調整を行った上での結論ということで、また、その園が既に住宅手当などの手当を支給しているなどで、そもそも必要性がない園もあると思うが、市に要望というよりは園の考え方が大きく影響しているという認識でいいのだろうか。

植田子育て支援課長 先ほどの答弁の中にもあったが、一部園によっては別の手当という ことで住宅手当というものを出して均衡を図っているようなところもある ので、今のところ園長会との協議の上で今回のような設定になっていると いうことで、場合によってはその状況、実績を踏まえながら、必要があれば 見直すことも考えられるかと思っている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

大野委員 今の質疑とも関連して、経営者の声というのもきちんと踏まえてこういう取り決めになっているという話なのだが、こういう陳情が出てくるという背景で言えば、さらに条件をもっと拡大してもらいたい、例えば、宿舎借り上げの問題なんかでもあるのかともうかがえるわけだが、その辺り特に園長会でそういったご要望とかご意見というのはあるのだろうか。

植田子育て支援課長 定期的に開催している園長会では本事業の対象の拡大といった要望 は今のところいただいていない。

大野委員 もう1点伺いたいが、特に本市の場合は法人で学童クラブも含めてやられているところが多いと思うが、たしか公契約審議会なんかも傍聴していても、公契約の案件で学童クラブが入っているが、保育士に対してはまた別の取り決めがあるが、ただ、法人側にしてみたら、同じ法人の中で給与のこちらはアップするが、保育は難しいとかいうのが一番困るんだという意見も当初法人側にもあったと伺っているが、その辺りの、保育士だけではないが、保育に関わるという意味では、給与だったり処遇改善というのは決して

保育士だけではなくて、そういった人たちのことも考えていかなければいけないのかと思うわけだが、そうした議論というのはその後何かあるのだろうか。特別そういったものは進んでいないのだろうか。調整しながら処遇を考えるとか。

植田子育て支援課長 今具体例として学童クラブを運営している法人もあるというお話を 何った。園長会においても同じように学童クラブを運営している法人の方 もいらっしゃっているというところの中では、実際に学童クラブの職員と の手当というか、こういった宿舎借り上げのところでの均衡、あるいは何か 見直しをしてほしいという声は今のところはいただいていない。

大野委員 一応分野が違うからというのもあると思うが、ただ、今回のことでどうこうというわけではないが、あくまでもそういう多摩市においての特性というのもあると思う。法人が多くて、そういったものを勘案しながら考えていかなければいけない経営者側の苦労もあったり、つまり、勤続年数によってもちろん給与も変わってくる中、なぜか学童クラブだけがこう決まってしまうのはおかしいではないかみたいな議論も当初あったようなことも公契約審議会などを傍聴して市側の話としても聞いているので、やはりこういった問題について多摩市だからこそどう均衡を図っていくかということについて、均衡というのは別に低く抑えればいいという意味ではなくて、処遇改善に向けて同様に考えていただけたらということを要望して終わる。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

安斉委員

新しい保育の制度になってからいろいろと処遇改善が実施されていることは存じ上げている。しかし、今現在全産業平均よりも11万円も低く抑えられているという問題、それから、先ほどのこのグラフの図を見ても、確かに10年までは上がっている。11年から平べったい。これが何を意味していると思うか。こういう不十分な処遇改善がやめたいという、保育は好きなんだが、続かないという人たちが2から3割もいると言われている。保育は単に子どもと遊んでいればいいとか見守っていればいいというのではなくて、私も実は保育士の片割れなのだが、やはり子どもの育ちの質を上げていくというか、そういう意味ではかなり専門的で、そして、集団保育というのはまた非常に特別に技量も要する問題で、一人ひとりの子どもの育ちを見

ながら、そこのグループ全体を本当に育て上げていくというか、非常に味の ある仕事だと私は思うが、そういう中で重労働だということは先ほど意見 を表明された陳情者からもあった。

この保育士の低い賃金、11万の差があるという実態を市はどう考えて いるのか伺いたい。

植田子育て支援課長 保育士の賃金が低いと言われていた当時、平成25年度ぐらいだろ うか、そういったところから比べると、やはり保育士全体の底上げを図るた め、国や都もこういった制度を構築してきたと認識している。

実際にほかの職種との均衡性だとか公平性などを考えた場合、私も調べたが、厚生労働省の出す賃金構造基本統計調査における年収換算というものがあるが、保育士の場合、平成28年度が年収で326万8,000円となっているが、令和元年度は363万5,000円で36万7,000円の差があるということで、これはやはり先ほど申し上げた平成29年度より処遇改善2などが創設されてキャリアパスの仕組みなんかの構築が一層進んで賃金改善が図られているということがうかがえている。そういった中では、専門職である保育士が低い賃金のまま今現在に至っているかということはないと認識している。

安斉委員

私もいろいろなとこでお話を聞いてきたが、つまり11年から頭打ちということで、30年働いても40年働いても実際基本給は25万円程度という話も聞いている。それから、新卒で保育士として働き、結婚しても子育て世代になっても働き続けたいという、基本給が18万円程度。これでは夢も希望も湧かないと私は思う。確かにこういう処遇改善がされてきていると言うが、私は基本的にもっと問題が深くあると思っている。

その一つなのだが、東京都の制度で保育士等キャリアアップ補助事業というのがあるわけだが、図もたしか紹介されている。これが十分な処遇改善につながらない。

その理由に、総額の半分は処遇改善で賃金に反映されるわけだが、あと半 分は事業者が自由に使用できることにある。先ほどその運営に使ってはな らないという話もあったが、運営に使わないとしても、施設の老朽化とか修 繕とか改修とかいう費用についてやはり充てなければいけないという場合 もあるのではないかと思う。私は園自体も、事業者自体も厳しい運営を強い られている中ではこのことも否定はできないし重要だと思っている。この 制度の改善について伺いたい。

それから、もう一つ大きな問題は、保育士の配置基準。国がこういう保育制度を取り始めてから、その配置基準はずっと変わらない。東京都はそれでもゼロ歳と1歳児については加配をしているが、それでも足りない。だから、各園も工夫、努力をしてこの配置基準の1.8倍という人をつけている。そうしなければ回っていかない。

なので、多摩市の認可保育園がそういう努力をしている中で、そもそも保育の公定価格も安過ぎるという中では、この1.8倍の人をつけるということで給料は薄くならざるを得ない。だから、キャリアアップ補助事業、配置基準、公定価格の問題について見解を伺いたい。

植田子育て支援課長 東京都のキャリアアップ補助では、これは先ほども申し上げたが、 人件費に充てなければならないということで、保育士の賃金改善に役立っ ているものと認識している。

> そして、また、保育士の配置基準では、市における保育士の配置基準とい うのは独自に設けていて、例えば、1歳児だと5対1ということで国の配置 基準を上回る、質を向上ということで定めている。

> そのほか市の独自基準を設けて、利用定員ごとに細かく区切って、利用定 員に合った職員を増配置するということでやっている。

> そして、また、国の面積基準ということでゼロ歳児に3.3平方メートルであることを、質の向上のため、おおむね5平方メートルで市の単独の基準を設けて運営費の補助をしているということで保育園の環境の向上を図っているところである。

公定価格ということでいうと、冒頭申し上げたが、この公定価格ということにおいて高い割合を占めているのが保育士などの職員の人件費であると 認識している。

この人件費については、毎年の人事院勧告に基づく公務員の給与改定に より設定、改善をしてきているというところもあるので、しっかりとこの辺 のところを活用して保育所の運営を私どもも下支えしていきたいと考えて いる。

本多子ども青少年部長 もう少し補足説明をさせていただく。

やはり最終的には公定価格の問題が非常に大きいかと捉えている。国が見ている状況と現場の状況に差異があると現場からもご意見をいただいている。そうしたことで、市として単独で何かできるということはなかなか難しい。私どもは毎年市長会の要望ということで国に、また、東京都を介して意見を述べているので、やはりこれは根気強く声を上げていく必要があるかということで継続して取り組んでいきたいと考えている。

植田子育て支援課長 申しわけない。追加で答弁させてもらう。

最初に申し上げた処遇改善等加算Iの仕組みのところでもあった平均経験年数で、こちらは職員の平均経験年数を施設ごとに割り出して加算されるというものであって、これがイコール職員の経験年数が何年だからどうとして払われるものではなくて、施設全体の中で払われるものであって、それを施設ごとの、あるいは法人ごとの給与規定に基づいていろいろな職種の方であったり年数の方であったりというところで割り振りをするというのは施設あるいは法人の裁量に任されているということでご認識いただきたい。

安斉委員

多摩市の保育制度の改善は非常に長い間、いわゆる保護者の運動もあったし、また、保育園自身の、ずっと多摩市の保育は民間保育所が受けてきたということもあって、そういう声をずっと上げ続けてきたからだと思う。

その公定価格についても国と現場との中に差異があるという、これは非常に重要なところだと思うので、ぜひとも市長会の要望で根気強く声を上げ続けていただきたい。

それから、宿舎借り上げ支援事業のことで伺うが、先ほど何かこれが広がらない理由は保育園の側にあるような、事業者側にあるようなお話だったが、私はそうは思わない。この間、この支援事業を使いたいと思っている若い方たちの声を何人か聴いた。そうしたら、やはり3名しか使えないということでどうしたって遠慮してしまうという話があった。それから、非常に施設側にとってもやりづらくて、誰を選ぶかということでも苦労する。

それから、先ほど他地域の問題も少し触れられたかな。23区と多摩市の

状況が全く違うわけである。世田谷などは宿舎借り上げ全員希望の方は受け入れているというし、それから、ほかの自治体に住んでいて、例えば、そこの自治体の保育士をしていても全然問題なくこういうお金がつくということでは全然多摩市とは違うわけである。

それで、決算報告書を見てみたが、2020年も2019年度も目標より 少ない利用件数であるわけである。そもそも枠が少ない。目標までも行かな い。

その理由なのだが、金額を見ても18名、多摩市はたくさん保育園があるから、1園3人だっておそらくこの数じゃ足りないのではないかと思うが、私は市にやる気がないとしか思えない。保育士の強い要望があるのになぜこの数字で推移するか伺いたいと思う。お答えいただきたい。

植田子育て支援課長 こちらの宿舎借り上げ支援事業については、毎年来年度の予算を上 げるときに、積算をするときに各法人にもこういった予定の調査を行って いるところである。

そういった中で、決算の数字なんかも今ご紹介あったが、令和2年度においては32施設中の8施設のみでの利用件数となっている。金額ベースで言うと、令和2年度については1,549万8,000円の予算のところ862万7,000円ということでの利用になっている。こちらはやはり園長会等でもお話があったとおり、上限や市内に所在する住宅だということであったりだとか、設置者自らが賃借人となっていること、そして、施設規模に応じた人数、34歳以下であることとか勤務期間が10年以内であることという制限をつけさせていただいて行っているところである。

先ほども申し上げたが、やはり制度を利用している、していないという違いで市内の保育園同士で保育士を取り合うといったことがないように合意を図って設計したというところでこれまでも進めてきた。

もしれない。でも、この8万2,000円で計算したって、その事業者が払

安斉委員 この制度を利用している、していないという理由で、いわゆる保育士の 取り合いにならないようにとおっしゃるのだが、だったら全部が利用でき るようにして、そして、そういう取り合いがされなくていいわけである。 8万2,000円は上限だから、もう少しそれより安い家賃のときもあるか う8分の1というのは1万円ちょっとと先ほどもおっしゃった。これを出すことが非常に、例えば、前払いで全額、その後にお金が入るという問題があるかと思うが、この1万円を支給するということがそんなに大変なことなのかどうか。むしろ私は市側に市の市財を出さないためにもその範疇でという思いがあるのではないかと率直に思うが、その辺りを伺いたい。

植田子育て支援課長 市が市財を出し渋っているということではなく、やはり園長会でも 調整して今の制度設計に至っているというところでご理解いただきたい。

やはり全ての園から同じような形で声が上がってきているかというとそうではないということも一部付け加えていきたい。多摩市内であったりだとか、一部その園が賃貸借契約を行わなければいけない。そして、一旦お金を支払わなければいけない。例えば、保育士にとってはきちんと自分の好きなところで別の住居手当・住宅手当等をもらって、市外であってもお好きなところに住みたいとかいうこともあるだろうし、いろいろな要望等も各保育士の中ではあると伺っているので、あくまで全て園から同じような要望があるということでは受け止めていない。

安斉委員 そういう制度を使って住むのか、違うところで住むのか、それは保育士 さんの自由だから、そこまでは制限はできないと思う。

> ただ、非常に半端な制度であるために利用したくても利用できない保育 士さんと利用した保育士さんとの亀裂というか、それから、同じ法人でも 23区で働く保育士と多摩で働く保育士との分断というか、こういう悩ま しい問題をこの制度は抱えているのだ。

> なので、確かに全部の保育園がこれを希望しているわけではないとおっしゃったが、私はせめて多摩市内で保育に就いていらっしゃる方たちのいわゆるこういう住宅問題に対する調査というか、こういったことも、多くを市の公的保育を民間保育事業者に任せているわけだから、1回調査をなさったらいいのではないかと思うが、その点はいかがだろうか。

植田子育て支援課長 今住宅の関係で宿舎借り上げの拡大とかいったところの中でどんな 保育士さんの現場の要望、声があるのかというところについて調査を行っ たほうがいいのではないかというご提案ということで受け止めたので、そ ちらについては内部でも検討して、場合によっては園長会ともお話し合い をするというところで進めていきたいと思っている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

岸田委員

今までの質疑の中で国だったり都だったりの制度を使いながら、少しずつではあるが、処遇改善等がされてきて、ある一方、課題もあるということがわかってきたが、国がこういった処遇改善をしなければならないと考えたのは、一部やはり保育士の人材確保がなかなか難しいということがあると思う。多摩市でも今まで待機児童のために施設を造ったりとかいったことをされてきたと思うが、やはりそこには保育士さんが必要で、そこだけじゃなくて常にそういった人材は必要だと思うが、そういった人材について何か園長会を通じてだったりとか、保育士さんのなかなか成り手がいないだとか、あるいは多摩市ではそういった問題は国とは違うとかいったご意見等はいただいたりとかはしているのだろうか。

本多子ども青少年部長 保育士の確保というのは全国的に難しいという話が出ていて、有 効求人倍率もかなり高くなっているという状況である。多摩市においては 一部の園では集まらないという話をちらっと聞くが、そんなに大きな課題 にはなっていないのかという認識でいる。

ただ、やはり必要なときに必要な人員が確保できないということがないように、園長会ともいろいろ話をしている中で、昨年度から子育て支援員ということで保育士に準ずるような方の育成をしている。まだ初年度が終わったばかりであるので、十分現場への配置というのはできていないが、これを繰り返していくことによって、保育士の資格はないが、現場の経験とか積んで、その後保育士になっていただくと、ステップアップできるような仕組みもあるのかと思っているので、そういった市でできる対応は今図っているところである。

岸田委員

先ほど処遇改善についてはほかの委員より事業所とそこに勤めている方の問題というか、課題というか、そういった見方があるというお話もいただいたが、また、そういった視点がある一方、全国的に見ると、例えば、京都市だったりとか岡山市だとか、市独自で保育士さんの処遇改善のために、国とか都道府県とはまた別に独自に出しているというところがあるとも聞いているので、やはり市の体制というか、そういった部分でどう思っているか

というのも関わることだと思う。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見討論はないか。

安斉委員 それでは、3 陳情第7号 保育士の処遇改善に関する陳情について、採 択の立場から討論する。

> 保育士の賃金を上げるには、国の公定価格を見直し、賃金の上昇が11年 で頭打ちのこの国基準を見直すことも必要である。経験年数に応じ賃金が 上昇するように改善すべきだと考える。

> 国の施策の改善が進まないのであれば、当面は市として賃金の上乗せという形の手当も検討すべきと考える。

また、宿舎借り上げ支援事業では、この制度を利用したくても、人数等の制限があるため、我慢してしまうという保育士さんたちがいることを複数の方から聞いた。せっかくの制度に実を入れるには、利用件数、利用人数をふやして、事業者がやりやすいように方策を考えることだと思う。

以上申し上げて採択の討論とする。

三階委員長

ほかに意見討論はないか。

大野委員

3 陳情第7号 保育士等の処遇改善に関する陳情について、フェアな市政を代表し趣旨採択の立場から討論する。

これについても先ほどの陳情と同様に、本来であれば国などに対してそういったものをきちんと求めていくということ、市もそういったことは今後も堅持していくとおっしゃっていたが、あまりにもこういった立場で仕事をしている人たちに対しての理解がもっともっと進まないといけないということは大変思っている。

そして、様々な観点について、経営者である園長会などでも一定合意した 上で進めている部分もあろうかと思うが、そこでなかなか出しにくい課題 などももしかしたらあるのかもしれない。そんな意味も込めて、市独自であ れもこれもやるということであれば、こんなことを言ってはあれだが、ほか の公共施設の見直しとかいったことも含めてやる中でこういった人たちの 処遇改善を本市として力を入れるということがあればいいわけであるが、 そういうことを抜きに一方的にそういう前提をのかして全てそうすべきだ とも言い切れない部分もあるので、趣旨採択にさせていただく。

三階委員長

ほかに意見討論はあるか。

岸田委員

3 陳情第7号 保育士等の処遇改善に関する陳情について、採択の立場で討論する。

子どもの命を預かるという責任の重さや業務量に見合う給料となっていないことが保育士不足の原因となり、それが待機児童問題や保育の質を担保されないとして国なども処遇改善を少しずつ進めてきたというところではある。

しかし、この問題についてはやはり喫緊の課題だと考えている。できること、できないことはあると思うが、市の姿勢として処遇改善に何ができるかを考え、姿勢を示している他の自治体もあるので、ぜひ多摩市もそういった部分を考えていってほしいということを申し述べ、採択の立場で討論する。

三階委員長

ほかに意見討論はあるか。

斎藤委員

3 陳情第7号 保育士等の処遇改善に関する陳情に対して、壮士の会を 代表して不採択の立場での討論をする。

先ほど市側からの説明もあったとおり、処遇改善については国や都、多摩市も行っているということが明らかになった。また、この問題に関してはもう既に園長会との話し合いも進んで取り組みがなされているということであるので、不採択の討論とする。

三階委員長

ほかに意見討論はあるか。

遠藤委員

3 陳情第7号 保育士等の処遇改善に関する陳情について、新政会は不 採択の立場で討論する。

大変厳しいコロナ禍における保育士さんたちのご活躍には改めて敬意を表すが、本質的には国が一律に行うべき待遇改善であり、また、厚生労働省の賃金構造基本統計調査等によると、過去5年間で女性が47万円、男性は56万円保育士の基本的な給与は上昇している。こういった待遇改善を進めていくことは必要であるが、本市における現金支給というスタンスではなくて、本市は現物支給の原則にのっとり対応すべきであると考え、不採択とする。

三階委員長 ありがとう。ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意 見が2名、趣旨採択すべきものという意見が1名、不採択すべきものという 意見が2名である。

いずれも過半数に達していない。よって本件は審査未了となった。

次、日程第6、3陳情第8号 常勤保育士配置に関する規制緩和を行わないことを求める陳情を議題とする。

本件については、陳情者から発言の申出がある。多摩市議会基本条例第 6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

内容は先ほどと同じである。それでは、氏名をおっしゃってからご発言を よろしくお願いする。

陳情者(橋本紗帆氏) 先ほど紹介に上がった、桜ヶ丘第一保育園で保育士をしている橋本 紗帆と申す。

常勤保育士配置に関する規制緩和を行わないことを求める陳情書を提出させていただいた。

新子育て安心プランのことをお話しさせていただきたいが、2020年12月に新たな待機児童対策として新子育て安心プランを策定した。2021年から24年度までの4年間で14万人分の保育の受皿整備を目指すとして4月から適用されている。しかし、そのための具体的な手だてが乏しく、特に保育士の確保策として提案された保育士配置に関する規制緩和に大きな問題がある。

新プランでは、魅力向上を通じた保育士の確保として、潜在保育士の再就職促進の観点から、保育士配置に関する規制緩和を提案した。具体的には、待機児童が存在する自治体については各組・グループに常勤保育士1名以上の配置が必要とする規制を2名の短時間勤務(パート保育士)に変えることができるとする内容である。

保育の長時間化が進む一方で、職員の配置に関わる最低基準の改善が進まず、保育所の運営には短時間勤務のパート保育士が欠かせない現実がある。だからといって担任全てをパート保育士に置き換えてもよしとしてし

まう規制緩和は問題である。子どもが1日の大半を過ごす保育所で保育士 が次々と入れ替わるような細切れ保育では保育士の負担がふえ、保育の質 低下はまぬがれない。

常勤保育士の存在は子どもたちの情緒を安定させ、職員間の連携を図り、保育の連続性を保つ上で必要である。短時間保育士の比率が高くなると、常勤保育士は子どもに直接対応する以外の業務が増し、コロナ禍で感染拡大防止対策などの業務も増加し、労働状況が一層厳しくなる。保育士の役割として極めて重要な保護者対応や支援が後退することも懸念される。

保育士不足は全国的に深刻であり、待機児童解消のためにも保育士確保が緊急の課題である。そのためには保育士不足の根本的な原因への対策が不可欠である。しかし、今回のように保育士配置の規制緩和で対処しようとすれば、保育士不足を改善するどころか逆に深刻化させ、子どもと保育士に負担を押しつけることになりかねない。

保育士不足の根本的な原因は、仕事量や責任の重さに見合った処遇が実現できていないことになる。配置基準を引き上げるなどして賃金を含め処遇を大幅に改善することが保育士不足を解決する近道である。

保育士の質を確保し、待機児童を解消する上でも引き続き常勤保育士配置を基本とし、保育条件を確保した認可保育所等で保育を実施することを要望する。

市に向けて短時間勤務保育士だけで担当できるとする規制緩和を実施しないよう働きかけてほしい。

三階委員長 以上で市民発言を終わる。

本件の陳情内容について、現在市の状況や考えなど市側から説明等があればお願いしたい。

本多子ども青少年部長 ただいまの陳情内容について市の考えを述べさせていただく。

本件の規制緩和については、保育士不足を解消し、保育現場の負担を極力 軽減するということが含まれていると認識している。そういう意味ではこ の規制緩和を全て否定するものではないと市では考えている。多摩市でも この規制緩和を進めるのかという部分については、現時点で多摩市では乳 幼児については保育士との継続的な関わりが重要であるという認識、それ と常勤保育士を確保することが困難な状況まではまだ至っていないという ことで、現在のところはこれを活用する考えがないという認識である。その 点については園側に伝えて情報の共有というか、共通認識に立っていると ころである。

ただ、今後保育士不足というのが深刻になってきた場合に、園からこうしてほしいという意向が示された場合、こういうことがあった場合は多摩市としても考えていかなければいけないという認識がある。現時点では常勤の保育士が全くいない時間帯をつくるということがないように対応を図っているところである。

以上である。

三階委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

大野委員 今のご説明の確認なのだが、今のところ、例えば、園長会などでこういったものを希望しているところはないという理解でよろしいか。あるいは今後の見通しについてももしあればお尋ねしたい。

植田子育て支援課長 今のところ園長会でもそういった話の中で要望は出てきていないと いう実情である。先ほど答弁があったが、今のところ状況が変わらない限り は今後も当該基準を導入して実施するという考えでいる。

大野委員 あと、もう一度確認なのだが、市としての姿勢なのだが、例えば、例えがいいかわからないが、今市長は図書館は公設公営がいいという方針で動いている。こういう問題について市として、実際に運営者側でもこういう要望がない中で、きちんとした保育を行うためにはこういう規制緩和を安易に行うべきでないという考え方に立っていると理解してよろしいだろうか。あるいは、必ずしもそう決めつけているわけではなくて、先ほども部長の話があったが、もし規制緩和を求めるところがあったら、そういう姿勢では特に慎重にはならないということなのだろうか。本音としてはなるべくならそういう状況にならないように努力していきたいと考えているのかを確認したい。

本多子ども青少年部長 市としては、規制緩和というのは進んでいるが、現場の保育の質 というのを確保する観点からは、常勤保育士が絶えずいる、常時いるという

ことが望ましいと考えている。

ただ、一方で保育士不足が進んでいる中では、今後保育士が充足するかという部分はなかなか見えない部分がある。やはりそのときの状況によっては、もしかしたら不足が進行するようであれば、園からそういうご意向が示される可能性があるので、その場合は市としてどういう方向にかじを切っていくのかというのは十分現場とも確認しながら判断していく必要があるという認識である。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

安斉委員 これは国の規制緩和なのだが、クラスの常勤保育士1名という必須配置 を、その基準を2名の短時間保育士に置き換えるという、短時間保育士なの だが、これは非正規職員だと私は思っていて、働く時間も制限されるのかと 思うが、この要件としては、保育士の資格というのは問われていないのかを 伺いたいと思っている。まず、そこから伺う。

植田子育て支援課長 こちらで言う非正規職員となっているが、市は短時間保育士という のは保育士の資格がある非常勤職員として捉えているので、きちんと保育 士の資格を持った形での短時間の職員と理解してもらえればと思う。

安斉委員 そうならば、この働く側にとってはあまりいい条件にはならないのでは ないかなと思う。そういう働き方を希望される方も中にはあるかなと思う が。

私は保育の仕事は子どもを育てるという保育と、実は保護者対応が非常に重要である。子どもはやはりそういう家庭をしょっているし、地域もしょっているかもしれない。そういう中に保護者としっかり親密に連携を取って、子育てについてアドバイスもらったり、共通認識をつくり上げていくということが、その子が大きく変わるわけである。私もよく言われた。お母さんと話し合いをした後、私の娘だが、生活が非常によくなったなんていうことを言われる。

そういうふうに、いわゆる子どもだけが対象ではなくて、その家庭も含めて見なければいけないというところでは、細切れで働いていただく短時間配置では、そういう保護者に対しても責任ある仕事として打ち込めていけないのではないかと思うが、その辺りについてはどのようにお感じになっ

ていらっしゃるか。

植田子育て支援課長 短時間の保育士だからといって責任が伴わないということはないと 思っている。

ただ、やはり常勤職員で、だからこそ子どもの日常の保育に加えて保育の計画を立案したりとか保護者対応、連絡帳や各種の記録、日報等の記録作成、保育士の環境整備などの業務を行っているというところで非常に重要性は高いと認識しているので、現在我々としてはそういった形でこの陳情にあるような規制の緩和は行わない方向で今考えているところである。

安斉委員

今保育園では正規職員の保育士の募集をしても人が集まらない。先ほどから賃金の話があったが、やはり仕事が大変な割には安過ぎるわけである。それで、集まってくるのは、実は仕事をなくした人たち、こういう方たちが、保育の資格がある人もあれば、ない人もいるかもしれないが、仕事が欲しいというところで募集に集まってくる。これは保育園にとってとても助かるのだそう。だって、人手がないのだから。

ところが、こういう状況が続いていくとすると、先ほどの保育園側からそういう規制緩和の要望があったらということにつながりかねない。だから、 先ほどからずっと出ているように、国の制度のレベルアップと併せて多摩 市の手当の問題だとかずっとやってきたわけなのだが、そういうことをし っかりとやっていかないと、現場の実情から規制緩和をやらざるを得ない ということが生まれてくると思う。

大変私も評価したいが、今市としてそういう緩和をすることは考えていないと、保育士の確保については厳しい状況だが、多摩市では今のところ常勤保育士がきちんと維持できているという話なのだが、そういうおそれがあるということはもう非常に身近に感じていただきたいと思う。その点について伺う。

本多子ども青少年部長 この規制緩和であるが、一つ条件があって、待機児童が発生している場合という条件がある。なので、今現在多摩市では大分待機児童が減ってきて、ゼロを目指しているということで、そこにたどり着くとこの制度を使えないということになる。なので、よっぽどのことがないと、この制度を使うというのは今のところないと見ている。

多摩市は今でも短時間の非常勤の方は各現場にいる。それはあくまでも 補助業務という位置づけであるので、主は常勤の職員の方、それをサポート するという位置づけであるので、その位置づけは今後も極力維持していく という方向で考えは持っているところである。

安斉委員 このところ認可保育園はじめいろいろな保育を実施するところを市がふやしてきたことは評価したいと思うが、今の世情からこういう規制緩和になりかねない部分もあるので、市としても心して保育所等と連携を打ちながら、そうならないような手を打つこともぜひしていただきたいと申し上げたい。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

岸田委員 質疑の中で市がやはり保育の質を大事に考えているということがわかり、 それはすごくこれからも大切にしていっていただきたいと思っている。

> 国ではこういった規制緩和も一方待機児童対策のためにもあるが、市と してもし独自に保育士配置について保育の質を大事にしているという観点 から何かしていることがあれば伺いたい。

植田子育て支援課長 先ほどの処遇改善の私の答弁と重なるところがあるが、多摩市の保育士の配置基準ということで、国の配置基準を上回る形で職員を配置していたりとか、利用定員に応じた職員の増配置を行って保育の質を高めるような形で実施していただいているという現状がある。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見討論はないか。

安斉委員 それでは、常勤保育士配置に関する規制緩和を行わないことを求める陳 情について、採択の立場からの討論をする。

> 多摩市が今のところ規制緩和に進もうとしていないことを評価したい。 先ほどもお話ししたが、市内の保育園では常勤の有資格者の保育士を募集 しても人が来ないと聞いている。一方、職をなくした人が職を求めてくるそ うである。人材不足の中、それも大変ありがたいことだと聞いている。しか し、有資格者とは限らない。責任を持たせるわけにいかないのが非正規短時 間職員である。保育士の配置基準を上げ、処遇改善を進め、働き続けること

ができる保育制度につくり変えることが必要である。

多摩市におかれては、国に対して規制緩和に反対の声を上げ、市の方針と しても短時間保育士の導入で規制緩和の道に踏み出さないようにすべきと 考え、採択とする。

三階委員長

ほかに意見討論はないか。

岸田委員

3陳情第8号 常勤保育士配置に関する規制緩和を行わないことを求め る陳情について、採択の立場で意見討論する。

先ほどの質疑の中で本市も保育の質のことを考え規制緩和を行わないと いう今立場であること、また、保育士の配置については増配置を行うなど保 育の質について考えておられるということがわかった。

しかし、もしこの規制緩和が行われた場合、保育士が入れ替わり、保育に 連続性があるものから細切れになるということは子どもの育ちの保障にな らず、さらに保育士の負担もふえ、保育の質に関わる問題である。

保育は子どもの命を預かる仕事であり、保育の質の担保は重要であると 考えることから採択の討論とする。

三階委員長

ほかに意見討論はあるか。ないか。

ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が2名であ った。

よってこれより、3陳情第8号 常勤保育士配置に関する規制緩和を行 わないことを求める陳情を挙手により採決する。

本件は採択すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者举手)

三階委員長

挙手多数である。よって、本件は採択すべきものと決した。

ただいま採択すべきものとした陳情だが、この処理方法について協議し たい。

この際、暫時休憩する。

午後 2時24分 休憩

午後 2時24分 再開

三階委員長休憩前に引き続き会議を開く。

先ほど採択すべきものとした陳情については、皆さんのご意見を踏まえ 執行機関に送付といたしたい。

日程第7、3陳情第9号 年度初めからの定員分の補助を求める陳情を 議題とする。

本件については、陳情者から発言の申出がある。多摩市議会基本条例第 6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 ご異議なしと認める。よって、発言を許可することに決した。

それでは、先ほどと同じよう、氏名をおっしゃってからご発言をお願いする。

陳情者(橋本紗帆氏) 多摩市にある桜ヶ丘第一保育園で保育士をしている橋本紗帆と申す。

年度始めから定員分の補助を求める陳情を提出させていただいた。

今年度多摩市内の保育施設ではゼロ歳児クラスの定員が埋まらないまま 新年度を迎えた施設が多数あった。今もなおゼロ歳クラスの定員が埋まら ない園もあり、新型コロナウイルス感染症による影響が考えられる。ゼロ歳 児は単価が高く、定員割れの状態が長く続くと施設収入が大幅に減り、運営 に困難を来す。

人材確保については、処遇改善に関わるが、年度途中の採用はさらに厳しいものとなっており、4月に定員が埋まらない場合でも4月に職員を確保できることは、陳情理由にもあるように保護者の就労保障をすることにもつながる。

保育士の新規採用が必要ない年でも、次年度4月のゼロ歳児の入園児が 少ない場合、保育士の数が足りているという状況が置き、現職員の就労継続 という面でも補助は必要である。

昨年、今年とコロナ禍での保育園運営、職員、保護者、自治体それぞれできることは精いっぱいやってきていると思う。コロナウイルス感染症はいつか終息するかと思うが、来年度もゼロ歳クラスの定員割れは考えられる。 経済が回り始め、今までどおりの保護者就労が始まるとき、いつでも入所可能なよう補助をお願いする。 三階委員長 発言が終わった。本件の陳情内容について、現在市の状況や考え方など 市側からの説明等があればお願いする。

本多子ども青少年部長 今年度はこれまでなかった現象として保育園の乳児の空きが発生 する施設が発生したということである。これはここ数年認可保育所の新設 を行ったということであって、待機児童の多い年齢であるゼロから2歳児 の部分の定員拡大が図られた結果であると見ている。

> それとそれに加えて、新設園の初年度に見られる4歳・5歳の空き定員も 生じていると。ここはある意味新設園ができるとこういう事象が発生する が、その空き定員もあるということである。

> 通常の施設側については、定員が充足するということを想定した人員の確保、配置を行っている。定員に満たない場合には入所人数に応じて運営費を支出しているので、満たない分の運営費が施設に入らないということがある。そうしたことから、確保した保育士の人件費が経営面に影響するということになる。

こうした状況を鑑みて、認可保育園の園長会とは特に影響の大きいゼロ 歳児の空き定員についてゼロ歳児保育推進加算制度という制度の構築の要 望が求められている。その要望を受け取った後に園長会とも協議を今進め ているところであって、現時点では利用定員の見直しを行う方向性が確認 されているところである。

そのため、経営に関する事項でもあるので、経営サイドとの協議が今進んでいる中で、今回の陳情内容は園長会の合意している状況と意見が違うということ、また、今進んでいる、積み上げてきている議論の方向と少し違うということもあるので、市としては園長会と協議を進めている内容で今後も進めていきたいという考えである。

それと、空き定員については保育園だけではなくて、幼稚園などにおいて もかなり定員を下回っている状況がある。そういったところとのバランス もあるので、そこもご配慮いただけたらと考えている。

三階委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

斎藤委員 この件に関しては当会派のしのづか議員も6月の定例会の一般質問で触

れていたと思うが、今の部長からのお話でもあったが、園長会と利用定員の変更で検討しているということなのだが、もう少し詳しい状況を教えていただきたいのと、あと、空き状況という話もあったが、詳しい数字等わかれば、ゼロ歳児から2歳児までの今現在までの空き状況についても併せて教えていただきたい。

植田子育て支援課長 今回陳情で上がっている定員定額制ということでは、こちらは子ど もの人数に関係なく施設の利用定員数に応じて給付するものとご理解いた だきたい。

> そして、話題になっているゼロ歳児の保育推進加算では、市内の幾つかの 園でゼロ歳児の空きが生じているというところで、ゼロ歳児については配 置に係る人件費がほかの年齢に比べて高いことから、施設の運営費の収入 の減少幅が大きいということで、ゼロ歳児が充足しなかった場合の人件費 相当額を補助するという施策であるとご理解いただきたい。

> 定員割れの状況だが、空き状況としてお伝えすると、認可保育所、地域型保育所において4月1日時点でゼロ歳児が39名の空き、1歳児が7名、2歳児が30名の空きということで、3歳児・4歳児・5歳児全部含めると全体で206名の空きの状況があった。現在はそれが少し緩和してきているところもあって、ゼロ歳児が16名の空き、1歳児が9人の空き、2歳児が24人の空きということで、3歳児・4歳児・5歳児全体含めると現在174人の空きの状況となっている。

斎藤委員

これから聞こうと思っていたところも言っていただいたが、この陳情の 内容は定員定額制を求めるものであるが、今年3月に園長会からはゼロ歳 児保育推進加算についての要望が出ていた。この制度に関しては本市でも 平成19年度末までは行っていたが、それをもって廃止されているものだ ったと思う。

もう一度確認したいが、定員定額制とゼロ歳児保育推進加算制度の違い というところをもう一度説明していただけるだろうか。

植田子育て支援課長 定員定額制が施設の利用定員数に応じてそのままお支払いするものであって、ゼロ歳児推進加算は、ゼロ歳児について人件費がほかの年齢に比べて高いことから、施設の運営収入の減少幅が大きいということで、ゼロ歳

児が充足しなかった場合の人件費相当額を補助するという施策である。

斎藤委員

このゼロ歳児保育推進加算制度はたしか適用される期間というものが決まっていたと思って、半年間の猶予を持ってこの保育の環境を整備していくということだったと思うが、年度途中でお子さんが生まれたとしてもきちんと預かっていけるような状況、環境をつくっていくというのが望ましいのかと思う。

なので、先ほども言ったが、園長会からはゼロ歳児保育推進加算について 復活させてほしいという要望があるということなので、その方向で進めて いただければいいのかと思う。意見として言って終わりたい。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

大野委員 今園長会からと市がそれを受け止めた考え方をお示しいただいたが、陳 情者ではゼロ歳児に限らずということが含まれているかと思うが、その辺

りの意見は個別に今まで園から出てきたりはしているのだろうか。

植田子育て支援課長 具体的に定員定額制ということで園長会からそういったお話を伺っているというところはない。今斎藤委員の言ったとおり、ゼロ歳児推進加算を含めた幾つかの園長会からの要望ということではいただいているが、そ

の中には今回のこの件については入っていない。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

安斉委員

6月の市議会で共産党の大くま議員が取り上げた問題である。新型コロナ感染の中で保育所に預けることを控える、それから、産むことを控えるという状況があることは市も理解されているのではないかと思うが、大くま議員が紹介した足立区のゼロ歳児保育推進加算があって、市長の答弁ではこれに少し触れただけで、さらりとよけていらっしゃる。足立区では定員に満たないゼロ歳児の延べ人数に対して1人当たり14万1,490円の加算をつけ保育士の配置確保に努力している。

ところで、気になるのが、先ほどから言われている施設の面積基準上限の 利用定員設定を事業者と調整を行いながら、施設の空き状況等、地域ごとの 保育ニーズや幼児教育・保育の確保量を考慮しながら実態に合わせて施設 の利用定員の変更を行うということで、施設の定員と人員配置のバランス を図ると答弁の中で言われているが、これは保育園の安定的な運営を確保 していく考えと結論づけていらっしゃるが、施設定員を見直して、それに合わせて保育士の人数を調整するということである。なので、現実に定員いっぱいのところの、ゼロ歳児ならゼロ歳児、また、1歳とか2歳とかあるが、その定員枠の人を埋めていくという考えではないか。そのことをもう1回ご答弁いただきたい。

- 植田子育て支援課長 利用定員では公定価格に影響しているという実態がある。そういったところで各園長会とも調整の上、施設の状況に応じて行っていくということで進めている。現在、現状に合った利用定員数を実施していくことで適正化というものを図っていきたいと考えている。
- 安斉委員 現在の利用人数でというわけだから、今使っている人たち、つまり、少ないままの人数を見据えて変更を行うということでよろしいか。違うのか。
- 植田子育て支援課長 今後の人口推計とか、あるいは保育のニーズを想定していく中でど のぐらいがいいだろうという調整を行っていくわけであって、今年度にお いてもそういったお話は随時させていただいているところであって、また、 現在4年度の、来年度の定員に向けても調整を図っている。
- 安斉委員 今コロナの状態だから、預け控え、産み控えというのが出ていると思うが、これが正常に戻れば、早く正常に戻ってほしいと思うが、そうすると、また保育需要が高まって定員をいじらなければいけないと思う。そのときは定員をいじられるかもしれないのだが、その間の職員配置とか働く人たちの確保はできないのではないか。ただでさえ先ほどの話で、募集してもなかなか保育士さんが集まらないという状況の中で、足立区みたいに定員に満たないゼロ歳児の延べ人数に対して1人当たりでお金をつけるということでもしない限り、これは園の中の調整で辞めていかざるを得ない保育士さんもいると思うのだが、その辺りはどうお考えか。
- 植田子育て支援課長 確かに委員のおっしゃるとおり、すぐに状況が変わったからといって利用定員の変更ができるということではないと受け止めている。そういった中で、ただ、利用定員を変えることによって園に対しても入ってくる給付の金額だとかも変わってくるところもあって、なるべくそういった形での、年度途中であっても場合によっては定員の変更、改善していただいたりとか、あるいは年度明け、来年度に向けての利用定員の変更を協議していた

だきたいと今考えている。

園長会からも、やはりその辺のゼロ歳児加算とか幾つかの要望もいただいている中では、まずはこれをというところで協議をした上で、市としての必要な施策を進めていければなと考えている。

安斉委員

今の保育の制度がコロナという非常に緊急な事態である、そういう中で本当に十分にゼロ歳児保育をきちんと支えていくという仕組みになっていないということが私は透けて見えるわけである。そういう中で、先ほど言われたような定員の見直しを私はやるべきではないと思っている。

市内には市立保育園が1園あるわけだが、例えば、公立保育園のゼロ歳児 に空きができたからといって、すぐに定員の見直し、保育士の削減を行われ るのかどうか、その辺りお答えください。

本多子ども青少年部長 公立保育園についての利用定員の見直しは可能だと考えている。

ただ、雇用している保育士の調整の部分については、公立保育園の中でいろいるな事業をやっている。なので、そういった事業に振り替える、または退職が発生した場合にそこに当たっていただくという、いろいろな配置換えを考えた上で雇用を考えていくことが実際は起こるのだろうと想定している。

安斉委員

私は公立保育園が1園でも残っていることはすごくすばらしいことだと 思っている。誰一人解雇する人がいないではないか。この利用定員の変更で 民間保育園からは職をなくす人がもしかしたら出るかもしれないし、そう じゃなくて、いろいろなところの法人関係の仕事でやりくりして支え合う こともあるかと思うが、非常に不安定である。市立保育園が1園残っている というよさは、公的保育の大事さをしっかりと支えていける、その視点を私 たちに見せてくれるものだから、私は大変重要だと思っている。

この陳情者の願いというのはやはり当たり前のことだと思う。大体この定数でやってきて、しかも、市から待機児になれば何とかお願いすると言って、緩和も少しかけながら定員枠を広げてきた。今度はコロナで利用者が少なくなって園も厳しくなってくると、今度は利用定員を少し見直ししていただけないかなんて、そんな勝手なことが、幾ら園長会と合意の上と言ったって私は許せないと思うが、もし何かおっしゃりたいことがあれば教えて

ほしい。

本多子ども青少年部長 今回の陳情内容についてはゼロ歳児だけでなくてゼロから 5 歳である。仮にこれを市が補助した場合幾らかかるのかというのを計算した。そうしたら、年間 1 億 1,600万という数字が出てきて、これを毎年補填するというのは財政的に不可能だろうという認識でいる。

では、どういう手が必要かというと、やはり財政的な支出をなしに、ウィン・ウィンでどう対応できるのかという部分では、優先順位をつけた場合に利用定員がまず手を加えていく必要があるだろうという協議をした結果の結論である。園の空き状況によっては、地理的なものであるとか、駅から近いとか遠いとかという部分もあるので、今後の人口推計、子どもの数がどうなっていくのか、また、その近辺でどういう住宅のニーズが出てくるのかとかいったあらゆる面を想定して、引き続きこの定員で行けるのか、または今後の見込みとしてあまり見込めないということであれば、利用定員を減らしていくという対応は通常あり得る対応なのかと考えている。

安斉委員

通常あり得る考え方、そうなのかもしれないが、やはり問題はお金である。財政的支援、はっきり言うと、いわゆるケア労働者に対しての国の制度、なかなかきついものがあるということ、そういう中での一地方自治体の多摩市としても大変厳しいことがあることは重々承知しているが、くれぐれも大事な人材を失うことがないように市としても十分な、園長会とも一緒にその辺りは注意して進めていただきたい。

以上である。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

岸田委員

利用定員の人数を見直すという話だったが、今このようなコロナ禍の中なかなか見直しも、いろいろなことを考えてという部長の説明もあったが、見極めに対して毎年していくものなのだとは思うが、実際このニーズと定員とある程度合致するにはどれくらいかかると市ではお考えなのかを伺いたい。

植田子育て支援課長 どれくらいということであるが、市でも子育て支援の計画を持っていて、そこは基本的には5年スパンで考えて、保育のニーズがこれぐらいあるだろうというところを想定しながら、提供する施設数、あるいは定員数が

これぐらいだろうということで策定しているものであって、基本的には大体5年ぐらいをベースに考えているとご理解いただきたい。

岸田委員

あと、こちらの陳情がゼロから5歳ということで、部長の説明の中でも やはり幼稚園も空きが出ていることも勘案してほしいという説明があった が、幼稚園から、少子化なので、定員が割れてくるところもふえてくると思 うが、何か意見をいただいたり、あるいは市で何かしていこうということは あるのだろうか。

本多子ども青少年部長 毎月はないが、2か月か3か月に1回ほど幼稚園の園長会とも協議を重ねている中では、やはり定員に満たないとか、子どもが集まらないという話は話題として出る。まずはその多摩市の幼稚園、保育園の魅力をもう少し外に発信していくという必要性が認識として共有できたので、今取り組んでいることとしては、外向けに情報発信として、「そうだ幼稚園へ行こう」ということで、ホームページとか、あとはLINEなんかで発信しているところである。

そういった取り組みを行いつつ、どういう対応が必要になっていくのか も考えていくということで今議論を進めている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見討論はないか。

斎藤委員 3 陳情第9号 年度初めから定員分の補助を求める陳情について、壮士 の会を代表して趣旨採択の立場での討論をする。

令和3年度入所の状況下で市内の広い範囲でゼロ歳児の空きが生じているということがわかった。特にゼロ歳児で空きが出たことに対する保育所運営への影響は大きく、配置に関わる人件費等もほかの年齢に比べて高いことから、ゼロ歳児が充足しなかった場合の運営を保障する対策は必要だと思う。

都内でもゼロ歳児保育推進加算として市単独での補助を実施している自 治体もある。このような対策を講じることで継続的な運営が保障され、待機 児対策を推進することにもつながると思う。

よって、本陳情に対しては趣旨採択すべきとし、討論とする。

三階委員長

ほかに意見討論はあるか。

安斉委員

本陳情に採択の立場から討論する。

そもそもゼロ歳児保育には空きがなければ、子どもを出産し、年度途中か らの保育所入所は不可能である。コロナ感染拡大が続く中、産み控え、預け 控えで空きがあっても保育士の確保を維持し続けなければ、コロナ感染が 収まった時点で入所する子どもがふえても人材確保ができない。

本陳情はゼロ歳児の空きに焦点を当てているが、1歳・2歳・3歳・4歳 5歳それぞれのところでもそういう問題が起きている。コロナの感染の影 響で定員が埋まらない状況が他の年齢にも生じるということである。

本日の保育に関する陳情4本は、いかに経験を積んだ保育士が働き続け ることが難しいかが問われている。

また、本陳情はゼロ歳児保育の重要さも問われている。1歳になるまでの 間は人として育つ子どもたちが一生の中で最も変化が速い時期である。そ のため、ゼロ歳児保育は最も難しく、緻密な保育が要求される。それをコロ ナ感染症のせいにして定員を減らし、保育士を減らせば、コロナ明けに保育 士の確保が難しくなる。

経験豊かな保育士をつなぎ止めることができるのか、発達の道筋の面白 さと仕事の厳しさとの間で夢を描きながら働く若い保育士の励みになるの か、市の政策が問われている。そのことを申し上げて採択の討論とする。

以上である。

三階委員長

ほかに意見討論はないか。

岸田委員

3陳情第9号 年度初めからの定員分の補助を求める陳情について、採 択の立場から簡潔に討論をさせていただく。

このコロナ禍の中で、部長からの説明もあったが、乳児では今までなかっ たような定員割れといったことが起きている。今までは子どもの産み月を 考えなければなかなか保育園に入れない、保活というものが当たり前に使 われていたこともあるが、やはり私たち会派の中では年度途中であっても 入所できる環境を整えることは重要だと考えている。

以上から、採択の立場で討論する。

三階委員長 ほかに意見討論はないか。

遠藤委員

3 陳情第9号 年度初めからの定員分の補助を求める陳情について、新 政会は不採択の立場で討論をする。

第一に現行で執行部所管と園長会との間での議論がなされている。この 進捗を見守りたいということ、また、陳情者が求めていらっしゃる定員定額 制の導入を行った場合の新しい費用として、先ほどの質疑で約1.1億円以 上の真水も、新しいお金が発生すると。これは待遇改善とか、園の現状を鑑 みてもあまりに非現実的な数字と言わざるを得ない。

そういった観点から不採択とする。

三階委員長

ほかに意見討論はあるか。

大野委員

3陳情第9号 年度初めからの定員分の補助を求める陳情について、趣 旨採択の立場から討論する。

先ほど市側のご答弁にもあったように、もう既に園長会ではゼロ歳の保 育推進加算の検討が実際に園長会からも出されていて、それに向けて今動 こうとしているというのがあって、本来ならば年齢に関係ない取り組みと いうのがあればいいのだろうが、それも先ほどの市側のご答弁にもあった ように、それをもし前提にしてしまったら、多額なお金をつぎ込まなければ いけないということも含めて、まず、園長会から提案された内容についての 取り組みを進めていただき、いろいろな状況についてきちんと今後の多摩 市の保育をよりよいものにしていただけるよう願って趣旨採択の討論とさ せていただく。

三階委員長

ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が2名、趣 旨採択すべきものという意見が2名、不採択すべきものという意見が1名 である。

いずれも過半数に達していない。よって、本件は審査未了となった。 この際、暫時休憩する。再開は3時15分とする。

午後 2時56分 休憩

午後 3時15分 再開

三階委員長休憩前に引き続き会議を再開する。

日程第8、第74号議案 多摩市みんなの文化芸術条例の制定について

を議題とする。

これより市側の説明を求める。

須田くらしと文化部長 それでは、よろしくお願いする。

ただいま議題となっている第74号議案について提案の理由を申し上げる。

本案は、パルテノン多摩の再開館後の管理運営計画を策定するために設置された多摩市立複合文化施設等管理運営計画策定委員会内の文化方針検討分科会が令和元年度に取りまとめた多摩市文化芸術方針の見直し及び多摩市立複合文化施設条例に関する提言を踏まえて、市としての文化芸術に関する基本的な考え方を条例として定めたものである。昨年10月に学識経験者や市民を委員とする策定委員会で検討が進められ、本年4月に取りまとめられた委員会案をもとにパブリックコメントなどを経て条例案を策定した。

詳細については、宮崎文化施策担当課長から説明をする。

宮﨑文化施策担当課長 それでは、よろしくお願いする。

資料の案件8、多摩市みんなの文化芸術条例の制定についてをご覧いただきたい。「「多摩市における文化芸術振興方針」の改定に向けて、令和2年10月に文化芸術方針検討委員会を設置し、検討が進められてきた。委員会としては、文化芸術に関する条例を制定することが望ましいとの結論となり、条例制定に向けた議論が重ねられた。文化芸術振興の担い手、多摩市立複合文化施設の位置づけや条例名称等の検討を進め、全7回の委員会を経て、令和3年4月に委員会案が取りまとめられた。」

これまでの経過だが、多摩市立複合文化施設等管理運営計画策定委員会による提言が令和2年1月にあった。この中では、多摩市における文化施策を今後進めるに当たっては文化振興に関する条例の制定を検討することが望ましい、検討すべきである、また、令和2年度には文化方針の改定あるいは文化制定のいずれの場合においてもそこで定義すべき内容の検討を目的とした委員会を設置すべきだということが提言で申し述べられた。それを受けて、令和2年10月から令和3年4月にかけて委員会を全7回開催している。その後、令和3年6月1日から6月21日までパブリックコメント

を実施して、提出者が7名あった。そのパブリックコメントを受けて原案に 反映させて、8月10日に決定したという経過である。

委員の構成だが、学識経験者が4名、委員が8名という形になっている。 そのうち女性委員は3名であった。

2番の条例についてというところで、制定の意図であるが、「文化芸術は、 市民の生活や子ども達の成長に必要不可欠であり、街の活力にもなる。文化 芸術の発展には、表現活動の担い手である「表現活動を自ら行う者や支える 者、普及する者、継承する者、享受する者」が、相互に関係し合うとともに、 市民の誰しもが文化芸術を享受でき、表現活動の担い手となり得る環境が 必要となる。

そこで、多摩市の文化芸術振興に関し、市民の権利や環境の整備など、基本的な事項を明示した条例を制定し、文化芸術の発展を通して魅力ある地域社会の実現を目指すものである。」

裏面に、次のページをご覧いただきたい。多摩市みんなの文化芸術条例の概要についてということで、まず、条例の名称である。「条例の名称を「多摩市みんなの文化芸術条例」とし、ひらがなを入れ、やわらかい表現とすることで特に子どもにも受け入れてもらいやすくした。また、「みんな」という表現にすることで、市民の誰しもが自分ごととして、とらえてもらえるようにした」。

条例の特徴(多摩市らしさ)というところだが、市や市民の役割だけではなく、市民が文化芸術を享受する権利等を明記した。また、乳幼児を含む子どもに向けた取り組みを明記した。そして、パルテノン多摩を文化芸術振興の拠点施設として位置づけた。

条例のポイントである。まず1条(目的)だが、「人づくりに重点を置き、 まちづくりに繋げていく趣旨とした」。

第2条(定義)だが、表現活動の担い手という形で文化芸術の担い手を定義している。

3条(基本理念)では、先人から受け継がれてきた伝統文化が継承される とともに、文化芸術が創造され続ける環境の整備が図られること、また、全 ての人にとっての、文化芸術を創造・表現し、鑑賞または享受する権利が保 障されること、そして、「表現活動の担い手」の自主性・創造性・多様性が 尊重されることや「表現活動の担い手」の支援、次代の担い手育成を進める 点を明記している。

4条(市民の権利と役割)では、文化芸術を享受する権利、そして、「表現活動の担い手」として活動する権利を明記している。

5条(表現活動の担い手の役割)だが、こちらでは表現活動の担い手が市 民や地域社会に根差した活動に取り組むよう努めることを明記している。

6条(市の役割)ということで、一つは文化芸術の継承や普及のための環境の整備、もう一つが日常的に文化芸術を親しめる機会の提供をして、鑑賞者または享受者をふやすということである。さらに公正及び中立な立場で創造・表現の自由の保障に努める。

7条が特に特徴的なところで、子どもたちの取り組みで、特に乳幼児を含む子どもにとって文化芸術が身近にある環境を目指し、子どもの権利保障や成長期における子どもたちの鑑賞体験機会の確保について明記している。

8条は計画を策定する、そして、9条はそちらの評価をするための委員会 を設置するということである。

最後に10条では複合文化施設の位置づけ、パルテノン多摩の位置づけを明記している。こちらは教育機関との連携であるとか、あとは交流、にぎわい、そういった広場として、ひいては地域経済の活性化に寄与する施設として活用されるという、文化の拠点施設となるようなことを明記している。表にお戻りください。今後のスケジュールでは、ここで上程させていただいて、今後条例の周知をして、来年の4月には条例を施行したいと考えている。来年度には将来像の検討をしていきたいということでやっていきたいと考えている。

あと、パブリックコメントをご覧いただきたい。パブリックコメントでは 7件のパブリックコメントが出た。今回、1番目の方では「多摩市に関わる 者が文化に触れることを奨励するという方針に感動した」という意見をい ただいている。また、2番目の方からも「条例素案を拝見いたしました。大 変良い内容だと思い共感いたします」ということもいただいていて、3番目 の方からも「多摩市の目指す魅力的な街づくりのイメージを共有でき、喜び と希望を感じています」というパブリックコメントをいただいている。

その中でも1番目の方、それから、3番目の方、7番目の方からはぜひ教育との連携も触れていただきたいということで、第10条、複合文化施設の位置づけの中に教育機関との連携というものをこちらのパブリックコメントを踏まえて追加したという経緯がある。

説明は以上である。

三階委員長これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

大野委員 今ご説明いただいた中で今後のスケジュールでビジョンがあるが、ビジョンというのは端的にどんな感じのものを指して言っているのだろう。

宮﨑文化施策担当課長 ビジョンというのは将来像という形で、まず、計画をつくる前に イメージを共有したいと思って、まだ何年後というところまでははっきり 決まっていないが、例えば、10年後の多摩市の文化振興がどのような形に なっているかというイメージを形にしたいと、その上でその次の年にそれ を踏まえて計画、実際の施策に結びつけたいと考えている。

大野委員 あと、パブリックコメントでいろいろなご意見を言っていただいて、私が印象に残ったのは、健幸まちづくりとの関連だったり、教育とか若い世代との関連での言及があったと思うが、あえてこういう条例ができたということと、本市の場合は健幸まちづくりが庁内横断的に取り組む課題としても取り上げられていたり、今回のこの条例でも若い人だったり教育ということが結構大きなキーになるのかと思うが、詳しくは今後のビジョンや、あるいは具体的な検討はこれから行うということの中で話し合われると思うが、こういう条例をつくったことでそういった健幸まちづくりだったり若い世代の取り組みについて市としては構えというものは何かあるのだろうか。

宮﨑文化施策担当課長 まさにこれからそのビジョンの中でいろいろ考えていて、さらに 計画で具体的にしていくというところである。

> ただ、今回パブリックコメントの中で人間の健康増進とアートの関係が 明確になり、医療にアートを取り入れる取り組みも始まっていると、そうい う意味でも健幸まちづくりに不可欠なものと思うといったことをご意見と

していただいている。そういうことでは、今回の検討委員会の委員の中にも 入院している方のベッドサイドで歌を歌うようなボランティア活動をして いる方などもおられて、こういった活動が具体的な施策の参考になるかと 考えている。

また一方、健幸まちづくりについては、生き生きと自分らしく生きるための知恵、知見をまちづくりに生かすための、市民の生涯を通じた健康と幸せを町全体で支える取り組みという定義づけかと思う。そうした中で文化芸術に関心を持つこと自体が外に出るきっかけとなって、楽しいと思う心を育み、人と人とのつながりや、また、生きがいにもつながって、健幸まちづくりにつながるものと考えている。

ついては、文化芸術に興味・関心を持ってもらうこと自体が健幸まちづく りにつながるのかと思って、そういったことを施策として、興味・関心を持ってもらうような施策というのが一番大事かと、そういうものを計画を策 定していく中で検討していきたいと考えている。

大野委員 条例名も「みんなの」を平仮名で書かれたということが若い人、子どもだったり、あるいは障害を抱えている方なんかも含めていろいろな人たちが対象で、一緒に自分たちも担い手になれるという思いも多分あるだろうし、そういうものを体現していくということが姿勢としてあるのではないかなと考える。

条例案の第9条に文化芸術推進委員会が設置されるということが書いて あるが、これは現時点でどういった構成になるとかいう話はあるのだろう か。まだこれからなのだろうか。

宮崎文化施策担当課長 委員構成についてはまだこれからで、まず、ビジョンを策定する ための委員会は立ち上げるということで、今年度中には形を決めていきた いと考えている。その後、実際の評価、進行管理をするための委員会という 形になる。

今条例をつくった検討委員会のメンバーをそのまま継続するか、もしくは全く新しいメンバーにするかというところも、両方とも一長一短あると思う。今回の委員会のメンバーはその前の管理運営計画の委員会から引き継いだ方なので、もう今年で3年目という形になるので、その方たちの継続

性を求めるのか、それとも新しいまた考え方とか意見を求めるのかと、その 辺は今検討中のところである。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

安斉委員 パブコメで大変評価がよくて、私も読んだ感じとても軟らかくて、子ど もとか若い世代向けのメッセージがあると感じたところである。

この条例づくりだが、今だと学識経験者とか委員会の方たちなのだが、言葉が軟らかいから、子どもたちのご意見も聴かれたのかと思ったりもしたが、これからまた進めていく中でも、実際子どもや若者、乳幼児のことも出ているから、それこそ保護者の皆さんもあるかと思うが、そういう広げた話し合いの場は何かお考えがあるのだろうか。

宮崎文化施策担当課長 話し合いの場というところまではまだ考えていないが、こういう 条例をつくったからにはやはり周知が一番大事かと思うので、一つは解説 版という形のもの、それから、もう一つはわかりやすい版という形でかみ砕いたもの、そういったものを用意して、できればお子さんでも、そうは言っても高学年か上ぐらいかと思うが、そういった方にも理解できるようなものができたらいいとは思っていて、今年度中に何か形にできたらということは考えている。

安斉委員 お二人だったか3人だったか、いわゆる多摩市立複合文化施設の教育機 関との連携を訴えていらっしゃる方があって、先ほどの話でも10条でその辺りを入れたとおっしゃったが、実際この連携について具体的なお考え とかがあればお聞かせいただきたい。

宮﨑文化施策担当課長 こちらもまだ条例という形なので、これからそのビジョンであるとか、また、計画の中で具体的にどういった連携が望ましいか、まだ教育委員会であったり、子育ての部署とも話はしていないので、これからその辺も詰めていって具体的にどんな形の連携が望まれているか、そういったものを聞きながら形にしていきたいと考えている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

遠藤委員 パブコメを受けたその変更点という話があったが、今回この条例の第 10条に多摩市のパルテノン多摩の位置づけが規定されている。かつても パルテノン多摩の位置づけとして、審議会ではパルテノン多摩大規模改修 の際に附帯決議を議決して、その辺りも検討いただいた上で、単なる文化芸術の拠点ではなくて、ここに地域経済の活性化に寄与する施設と活用を規定されている。この辺の地域活性化への寄与を盛り込むに至った経緯、そして、今後こういったことをどのように具体化するのか、この辺についてお考えを伺う。

宮﨑文化施策担当課長 複合文化施設の位置づけなのだが、まず、複合文化施設自体を条例に入れるかというところが話し合われた。その中では、よその市の条例では、まず、入っていないところで、これは非常に特徴的なのだが、やはりパルテノン多摩というのは町のシンボルであるということを考えると、ぜひ入れるべきだという意見が、委員会の中でほぼ全員がそういった意見であった。

その中で地域経済という部分をパルテノンの中に入れたというところなのだが、まず、パルテノン多摩に関しては、文化芸術の役割として、地域や経済の活性化にも大きな役割があって、そういうことが書かれてもよいのではないかという意見があった。一方で、地域経済に関して条例でここまで言うのは言い過ぎではないかという意見もあった。

ただ、文化芸術で町が活性化するということはどのような状態を指すのかというところで、経済が回って町が元気になることを市民は期待しているであろうと。公立劇場も民間劇場も人が集まり、人が動けば経済が動くと。文化芸術そのものは利益が出るものではないが、劇場には1日に何千人も集まる。駅の乗降客、洋服や化粧品の買物、食事、お茶、チケットなどで多くのお金が動くと。そもそも劇場を、パルテノンを建てたのはこういう期待もあってのことだと考えると。文化芸術劇場には経済的波及効果があるということをぜひ知ってもらうという、そんな必要もあると。そうしたことで、ぜひ皆さんにそういうことも意識していただきたいというところで、これはあくまでもこれ自体を、経済を回すためにパルテノンがあるのではなくて、文化芸術を一生懸命振興することで結果的に町が活性化することにつながるというところで、その一言をぜひ入れようという形に最終的になった。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

斎藤委員

申しわけない、一つだけ確認したいが、先ほど課長の説明の中で第7条の子どもたちのための取り組みというのがこの条例の特徴の一つという説明があったと思うが、今回の条例の名称に「みんなの」という言葉が入ったことも関連すると思うが、第7条、子どもたちのための取り組みを盛り込んだ理由と、あと、また、検討委員会での議論の状況などわかれば説明をお願いする。

宮崎文化施策担当課長 子どもを入れようということはもう第1回の委員会、委員さんから意見があった。なぜというところでいくと、多摩市に限らないで、文化芸術の振興、興味・関心が広まらない状況が検討委員会の中でも話し合われていた。そうした中で、子どもの頃に文化芸術に触れる体験が大人になっても興味・関心を持つことを左右し、文化芸術の裾野を広げるという趣旨のことが議論されている。

また、文化芸術を通して他者を理解する心が育つ点とか、豊かな感性が育まれていく点から、子どもの成長過程で文化芸術に触れることが必要である趣旨のことも議論されている。

これらのことから子どもへの体験等の取り組みを重要視すべきとの結論 に至って、条例の特徴として子どもを対象とした条項として子どもたちの 取り組みを盛り込むこととなった。

いろいろ議論を聞いていく中で自分が感じたところだと、乳幼児を今回 入れているというところもかなり特徴の一つであって、それは、自分は言語 を覚えるのと同じような意味合いがあるのかと思っていて、要するに乳幼 児から言葉を覚えるということで、例えば、ネーティブ英語みたいなものを 覚えるときというのは、そういうのを身につけるというのはやはり乳幼児 からというのが必要だろうというところで、いわゆるネーティブの文化芸 術というイメージかというのがわかりやすいかと自分は理解したところで ある。

三階委員長

ほかに質疑はないか。

これをもって質疑を終了したい。

これより討論に入る。意見討論はないか。

意見討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより、第74号議案 多摩市みんなの文化芸術条例の制定について を挙手により採決する。

本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

三階委員長 挙手全員である。よって、本案は可決すべきものと決した。

次に、日程第9、第75号議案 多摩市立複合文化施設条例の一部を改正 する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

須田くらしと文化部長 それでは、ただいま議題となっている第75号議案について提案 の理由を申し上げる。

本案は、昨年3月の令和2年第1回多摩市議会定例会において再開館後のパルテノン多摩の新たな料金体系に関する条例の改正をお認めいただいたが、今回これに加えて主に2つの観点、一つは先ほどの第74号議案 多摩市みんなの文化芸術条例においてパルテノン多摩の位置づけを再整理したので、その点と連動させるための改正、もう1点は会議室等の名称を、実際の配置等を踏まえて改めたので、その点に応じた改正を行うものである。詳細は宮崎文化施策担当課長から説明をする。

宮﨑文化施策担当課長 それでは、説明する。案件9の資料をご覧いただきたい。

こちらは多摩市立複合文化施設条例の改正についてということで、前段 の部分は部長から説明があったとおりである。

改正内容だが、まず一つが多摩市みんなの文化芸術条例の制定に伴う改正ということで、多摩市みんなの文化芸術条例では多摩市立複合文化施設の位置づけを明示している。これに伴って、複合文化施設条例においても同条例と連動するよう、第1条について多摩市みんな文化芸術条例を踏まえた複合文化施設の設置目的に変更するものである。こちらは第1条の中に先ほどのお話のあった地域経済の活性化という文言と、それから、文化芸術の振興を図りと、その2点を加えたものである。

2番目なのだが、こちらは再開館後の貸室名称の制定に伴う改正という ことで、大規模改修工事中に諸室のサインの検討過程において、指定管理者 の意見を踏まえつつ新たな諸室名称が決定された。その結果、貸室の再開館 後の名称については、新たに別表のとおり、裏面のとおり設定することにいたしている。条例で定義する名称と館内の名称を一致させるという目的で 貸室の名称を変えたということである。

説明は以上である。

三階委員長 これより質疑に入りたい。質疑はないか。

質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見討論はないか。

意見討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより、第75号議案 多摩市立複合文化施設条例の一部を改正する 条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者举手)

三階委員長 挙手全員である。よって、本案は可決すべきものと決した。

日程第10、第77号議案 多摩市学校職員の服務宣誓に関する条例の 一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

細谷教育部参事 それでは、議題となっている77号議案についてご説明する。

本市では国の地方公共団体における押印見直しマニュアルに基づき押印 の見直しを全庁的に行っているところである。

職員の服務の宣誓に関する条例において、新たに職員となった者に対し 宣誓書への署名押印を求めているところである。こちらの宣誓書の押印に ついて見直しを図るというものである。

今後施行については公布の日からを予定している。

よろしくご審議のほどお願いする。

三階委員長これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見討論はないか。

意見討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより、第77号議案 多摩市学校職員の服務宣誓に関する条例の一

部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

三階委員長 挙手全員である。よって、本案は可決すべきものと決した。

それでは、日程第11、所管事務調査 GIGAスクール構想についてを 議題とする。

本件は継続案件である。

本件については、6月17日に所管事務調査として位置づけ、その活動として、7月5日に連光寺小学校と聖ヶ丘中学校へ児童・生徒の実際のタブレット端末の使用状況について調査するため視察を行った。

また、決算審査における分科会評価を行うことになったが、対象事業として学校情報環境整備事業を選定し、GIGAスクール構想に関連する資料を要求するなど調査研究をしてきた。

これまでの委員会の調査活動とか、今後の視察等の結果、さらに所管事務 調査の進め方などについてもしっかりと意見をいただきたいと思っている。

本当は今日これからしっかりとこの内容を、どういうことをしていこうかといったこともこの場で諮ろうかと思っているが、もうこのような時間もたっているので、一度所管事務調査ということで、視察もあったので、今後、次の、できたら協議会の勉強会のときまでぐらいに、どういう今後の活動をしたいと、こういうものをしていきたいのだということをその場で、協議会の勉強会が終わった後に再度諮って、今後どうしていく、方向性について、また、動きについて調整をしていきたいので、よろしくお願いする。

それでよろしいだろうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 それでは、最後、議会運営委員会で所管事務調査については毎定例会で 進捗状況を報告するということが確認されているので、今定例会最終日に 報告をしたい。

報告の内容については私に一任していただきたい。内容はこの前調査活動に行った視察の内容にしたいので、よろしいだろうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

それでは、本日の調査を受けて今後も引き続き所管事務調査を取り組んでいきたい。

お諮りする。本所管事務調査については閉会中の継続審査の申出をいたしたいが、これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 ご異議なしと認め、閉会中の継続審査を申し出ることにしたい。

日程第12、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることにしたい。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 ご異議なしと認める。それでは、そのようにさせていただく。

以上で本日の日程は全て終了した。これをもって子ども教育常任委員会 を閉会する。

午後 3時51分 閉会

## 多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

子ども教育常任委員長 三 階 道 雄